

第2次 所沢市地域福祉計画

～互いの顔が見える、

地域でみまもり支え合えるまち～



平成27年3月
所沢市

はじめに

「むかしは全てが〇〇にあった・・・。」

〇〇に入る言葉を考えてみてください。「家族」であったり「地域」であるかもしれません。いやいや、「学校」とか「会社」という言葉を入れる方もおられるかもしれません。

そう、昔はこれら集団で何でもやりくりしていたものでした。保育の機能も教育の機能も福祉や厚生、防犯の機能もある意味備えていたのかもしれません。

しかし、それはまた、私たちにとってしがらみでもありました。自由ではなかったのです（そういうのを社会学者の宮台真司氏は「絆コスト」と名付けておられます）。



人間の進歩は、自由を求めて、実は専門化と外部委託化の流れだったと言えるのかもしれません。それはそれで必然だったのだと思います。でも、それだけでは、専門と制度の谷間に落ちてしまい、取り残される人々が出る。トータルな包み込む力と奥行きを社会が失い始めて久しい今、もう一度、包摂力と連携、連帯をもって、そこにどっしりしっかり安心して「居られる」世の中を作っていこう。そういう願いが「地域福祉計画」には込められているのだと考えます。

これからの10年は団塊の世代が後期高齢者になる10年、地域福祉に対するニーズは量的にも質的にも高まってまいります。平成17年に策定した「所沢市地域福祉計画」は10年間の計画でしたが、この「第2次所沢市地域福祉計画」は平成27年度から32年度までの6年間を定めたものです。

自治会・町内会活動や地域福祉を担ってきたボランティア活動なども、今の担い手を引き継ぐ、新たな担い手の参加が求められています。地域福祉の中心的な役割を担う拠点として「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」も、平成28年度の開館に向け、整備を進めているところです。市としても地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって、ご尽力をいただきました所沢市地域福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、関係団体の方々に、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

所沢市長 藤本正人

目次

第1章 計画のめざす姿

1.計画づくりのねらい	1
2.計画のめざす姿	2
3.施策の体系	4
4.「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」の創設	6

第2章 計画の基本的な考え方

1.自助・共助・公助の位置づけ	7
2.関係者の役割	9
3.圏域の考え方	11

第3章 計画策定の考え方

1.法的位置づけと関連計画との関係	13
2.計画策定の過程	16
3.計画の期間	18

第4章 計画を取り巻く動向と課題

1.これまでの取り組み	19
2.福祉の関連分野における地域福祉の姿	21
3.新たな課題への対応	22
4.計画課題のまとめ	24



文章の中で「※」印がついている用語は、
【資料編】「6.用語解説」で、詳しい説明を載せています。

第5章 施策の展開

1.基本施策	27
基本施策1 相互理解・共生の推進	28
基本施策2 地域における情報の発信	30
基本施策3 地域福祉活動の促進	32
基本施策4 地域で活躍する人材の育成	34
基本施策5 地域福祉の拠点整備	36
基本施策6 総合的な相談体制の構築	38
基本施策7 見守り・支え合いの仕組みづくり	40
基本施策8 地域福祉を進めるネットワークの強化	42
基本施策9 権利擁護の推進	44
基本施策10 生活困窮者の支援	46
基本施策11 災害時の安心・安全の仕組みづくり	48
2.重点施策	50
重点施策A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進	52
重点施策B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供	54
重点施策C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築	56

第6章 計画の推進

1.計画推進にあたって	59
2.計画推進の方策	59
3.計画推進の体制	60

資料編

1.地域福祉の現状のまとめ	61
2.策定経過	73
3.所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿	74
4.市民意識調査について	76
5.地区別市民懇談会について	77
6.用語解説	78



第1章 計画のめざす姿

1. 計画づくりのねらい

市では、「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」をめざして、平成17年度から平成26年度の10年間を計画期間とする所沢市地域福祉計画（以下、第1次所沢市地域福祉計画という。）を策定し、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

計画策定に先立ち、平成15年度に地域づくりモデル事業^{*}を実施し、「支え合いのまち」をテーマとしたワークショップによる検討などに取り組みました。また、同年度に、所沢市社会福祉協議会^{*}との連携のもと、地域福祉コミュニティ推進事業^{*}を開始し、平成21年度までに市内各地区に展開するなど、市民主体の地域づくり活動を推進してきました。

このような地域福祉の実践的活動が広がりを見せる中、10年間の計画期間において、社会における人口数や世帯構成はさらに変化し、日本の社会全体が人口減少の局面に入っています。所沢市においても、少子高齢化が進展しており、社会を支える働き手が減る中、地域社会に対する支え合いの機能への期待は高まっています。

市内の現状を見ると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア^{*}団体や、自治会活動などの担い手も高齢化が進み、新たな担い手の確保が課題となっています。市内には、団塊の世代を中心に、豊富な社会経験をもつシニア世代が回帰しており、元気な高齢者も増えている中、そうした人材の活躍が期待されています。

また、地域の中で、孤独を抱える高齢者、家庭の貧しさに苦しむ子どもたち、生活や仕事に困難を抱えて経済的、心理的に余裕のない人の増加など、生活に密着した課題をもつ人が増えています。こうした課題は、要因が複合的であるため、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの分野ごとの取り組みでは、十分に支援を行うことが難しく、複合的な課題に直面した人からの助けを求める声を、分野を超えて早期に把握し、予防や解決につなげる対応が求められています。

こうした現状をふまえ、市では、地域課題解決への人材の育成、社会的資源の活用、地域生活の中で困難を抱える人の早期把握や予防的支援の仕組みの充実、地域社会のつながり・支え合いの強化を、市民と一体となって進めるため、第2次所沢市地域福祉計画を策定します。

2. 計画のめざす姿

(1) 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域で皆が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域には、様々な人が共に暮らしています。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域において生き生きと自立した生活が送れるよう、地域で暮らす人々がお互いに交流し、支え合っていくことが大切です。

市では、第1次所沢市地域福祉計画において、地域福祉を「地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係を作っていくこと」とし、その推進を図ってきました。

(2) 計画の基本理念

本計画によって実現したい社会の姿として、次のような基本理念をかけた、その実現に向け、3つの基本方針のもとに、具体的な取り組みを行っていきます。

“互いの顔が見える、
地域でみまもり支え合えるまち”

この基本理念は、第1次所沢市地域福祉計画の基本理念から、「支え合い」の理念を継承するとともに、第5次所沢市総合計画後期基本計画と整合性を図り、所沢市の地域福祉のめざす姿を表現しています。



(3) 計画の基本方針

基本理念を実現するために、施策を推進する基本的な方向性について、次のとおり、3つの基本方針を設定します。

◆基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり (人づくり・地域づくり)

身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の意欲や関心を活かして活動できる、地域福祉のコミュニティづくりを推進します。

◆基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり (福祉サービス利用環境の整備)

地域福祉の拠点、相談機能、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みとして、身近な地域から広域にわたるまで、重層的なネットワークを構築し、支援を必要とする人にサービスが届く地域をめざします。

◆基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり (セーフティネット*の整備)

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で安心して生活できる環境があり、災害時の助け合いにつながるような、日常からの助け合いのできる地域をめざします。

これらの基本方針に沿って進める、11の基本施策を設定し、地域福祉の推進を図ります。

また、基本施策に加えて、基本理念を実現する上で、基本方針を横断的に取り組む必要がある施策として、3つの重点施策を設定し、取り組めます。

基本施策及び重点施策については、第5章にその詳細を示します。

3. 施策の体系

基本理念 互いの顔が見える、 地域でみまもり支え合えるまち	基本方針	基本施策
	I 地域福祉のコミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進 2 地域における情報の発信 3 地域福祉活動の促進 4 地域で活躍する人材の育成
	II 身近な地域に広がるネットワークづくり (福祉サービス利用環境の整備)	5 地域福祉の拠点整備 6 総合的な相談体制の構築 7 見守り・支え合いの仕組みづくり 8 地域福祉を進めるネットワークの強化
	III 安心・安全に地域で生活できる環境づくり (セーフティネットの整備)	9 権利擁護の推進 10 生活困窮者の支援 11 災害時の安心・安全の仕組みづくり

基本施策の取り組み方針

高齢者や障害者などとの直接的な交流や支援につながる福祉教育・福祉学習機会の充実

福祉サービスや身近な活動情報の伝わりやすい提供方法・情報媒体の工夫

団塊の世代をはじめとした新たな活動の担い手の掘り起こしや、参加の促進

地域福祉を担う人材の発掘、人材情報のストックと活用の仕組みづくり

市民が気軽に利用し、親しむことのできる、地域福祉拠点の充実

総合相談機能を中心とした、多様な相談機能の充実とネットワーク化

見守り支援や、日常生活の困りごとに対する支え合い活動の仕組みづくりと参加の促進

地域福祉課題の解決を目的とした、各種ネットワークの構築や連携の強化

地域で市民の権利が守られるための、権利擁護の仕組みの普及・啓発や取り組みの推進

複合的な問題を抱える人に対する自立支援、早期把握・自立の促進

日常からの支え合いの関係性づくりと災害時の避難体制の一体的な構築の推進

重点施策

A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

4. 「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」の創設

平成28年度中に供用開始予定の「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」には、福祉の総合相談や福祉ボランティア活動支援などを行う「地域福祉センター」と、子育て支援や子どもの発達支援を行う「こども支援センター」を設置します。また、この施設には「所沢市社会福祉協議会」が入る予定であることから、それぞれが連携、協力しながら、地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設をめざします。

(1) 地域福祉センター

地域福祉センターは、市民の誰もが地域で安心して心豊かな自立した生活を送ることの実現に向けて、福祉の様々な相談に総合的に対応する「福祉の総合相談窓口」を設置し、必要に応じて関係機関との調整を行い、相談者の抱える複合的な課題を解決まで支援できる体制を構築します。

また、各種ボランティア活動を行うことができる活動室を設置し、福祉に関するボランティア活動を支援するとともに、世代間交流事業、健康増進事業などを行い、地域の方々を含め、多世代の方にご利用いただき、地域福祉の推進を図ります。

(2) こども支援センター

こども支援センターは、地域における子育てを支援する拠点として、子育て支援部門と発達支援部門の2つの部門が連携して事業を実施します。

子育て支援部門では、乳幼児の親子が気軽に利用できる「つどいの広場」を設置して、親子同士の交流事業などを行いながら、市内の地域子育て支援センター*の核として、地域における子育て支援事業の充実に努めていきます。

発達支援部門では、発達障害またはその心配がある子どもに対する早期からの相談や発達支援を行います。相談しやすく専門性のある支援を行うとともに、保育園への巡回相談などを行って地域支援にも取り組みます。

◆ (仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館 完成予定図



◎所在地：所沢市泉町1861番地の1（旧新所沢コミュニティセンター別館跡地）



第2章 計画の基本的な考え方

1. 自助・共助・公助の位置づけ

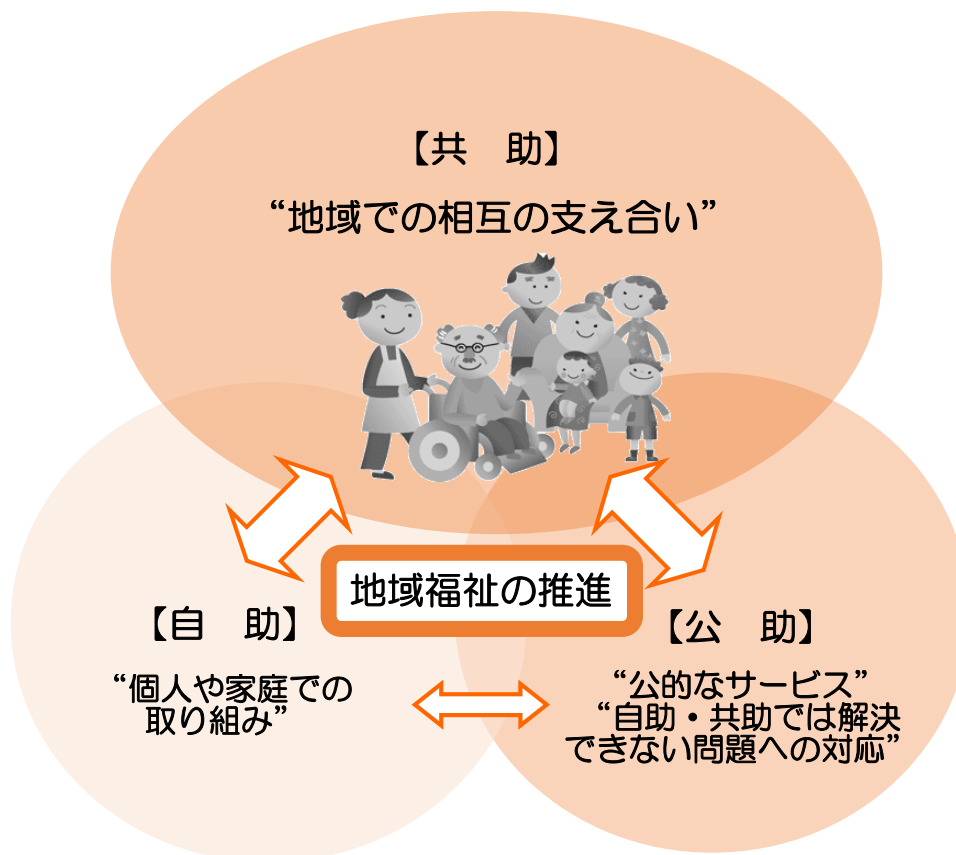
「地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係を作っていく」ためには、地域全体での取り組みが重要となります。

まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、地域で相互に助け合い【共助】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題などは、責任をもって行政が行うこと【公助】が必要であると考えられます。

【自助】（市民）・【共助】（地域）・【公助】（行政）が互いに補い合い、連携し合っ
て、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。



◆共助による支え合い ～自助・共助・公助の関係～



* 自助、共助、公助の関係者、およびその役割は、次ページを参照ください。

【自助】（市民）は、個人や家庭でできることに取り組む中で、周囲の身近な人々への声かけなど、近隣とのつながりづくりを行うことで、【共助】（地域）に貢献します。

【公助】（行政）は、【自助】や【共助】では解決できない問題に対応するとともに、【共助】による支え合いの地域づくりを推進します。

【共助】（地域）は、【自助】だけでは解決できないことや公的なサービスなどでは対応できない問題を解決していくために、【自助】・【共助】・【公助】が連携した地域での相互の支え合いに取り組みます。

（参考）

厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。この中では、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。」としています。

2. 関係者の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域にいる全ての関係者が、それぞれの強みを発揮し、弱みを補完し合って、地域福祉のコミュニティづくりに取り組むことが求められます。本計画では、基本理念の実現に向け、関係者に期待される役割を次のように考えます。

○ 一人ひとりの市民

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどの地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、社会貢献活動に取り組むことが期待されます。また、一人ひとりの学びが地域福祉の取り組みや地域の課題の発見につながっていくことが期待されます。

○ 自治会・町内会などの地縁組織

地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが期待されます。

○ ボランティア団体、NPO 法人^{*}などの多様な民間主体

地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、市民に対し、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

○ 民生委員・児童委員^{*}

市民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域の生活課題の発見を行うこと、また、市や社会福祉協議会との情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

○ 社会福祉法人^{*}・民間事業者

自主的にサービスの質の向上と、多様なサービスの提供を図るとともに、専門性を活かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮し、地域福祉のネットワークに関わることが期待されます。

○ 所沢市社会福祉協議会

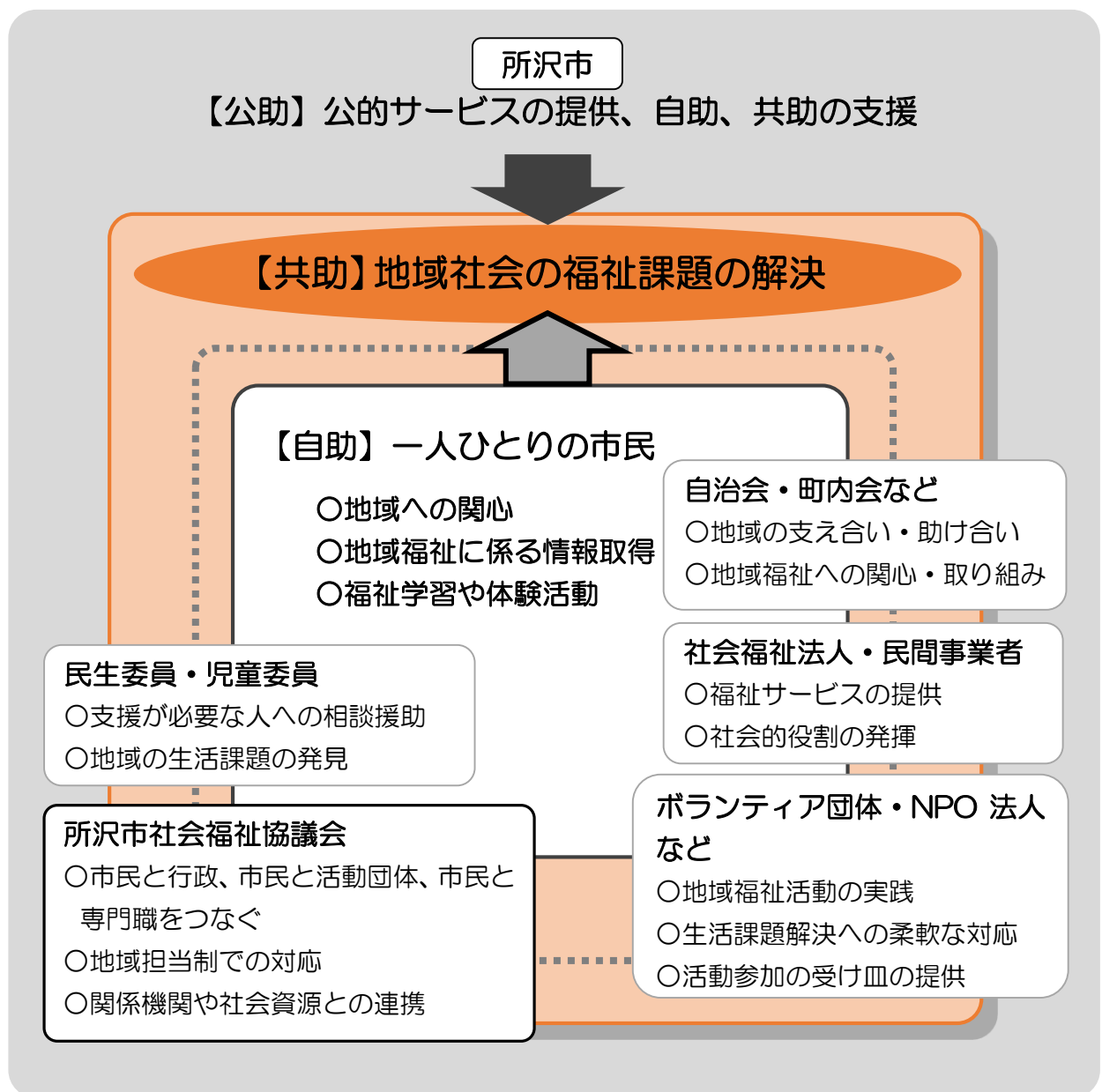
行政とは異なる民間組織として、市民と行政や活動団体、専門職などとの間をつなぐ役割を担います。また、地域担当者を置いて、市民から見える体制づくりを進め、様々な機関や社会資源との連携によって、地域福祉活動を推進します。

○ 所沢市

公的な福祉サービスを適切に運営し、専門性を必要とする困難事例への対応を担います。また、市民の地域福祉の取り組みを推進するための基盤整備として、地域で必要な情報の提供、相談体制やサービス供給体制の充実を図ります。

◆関係者の役割

“互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち”
の実現に向けた関係者の役割



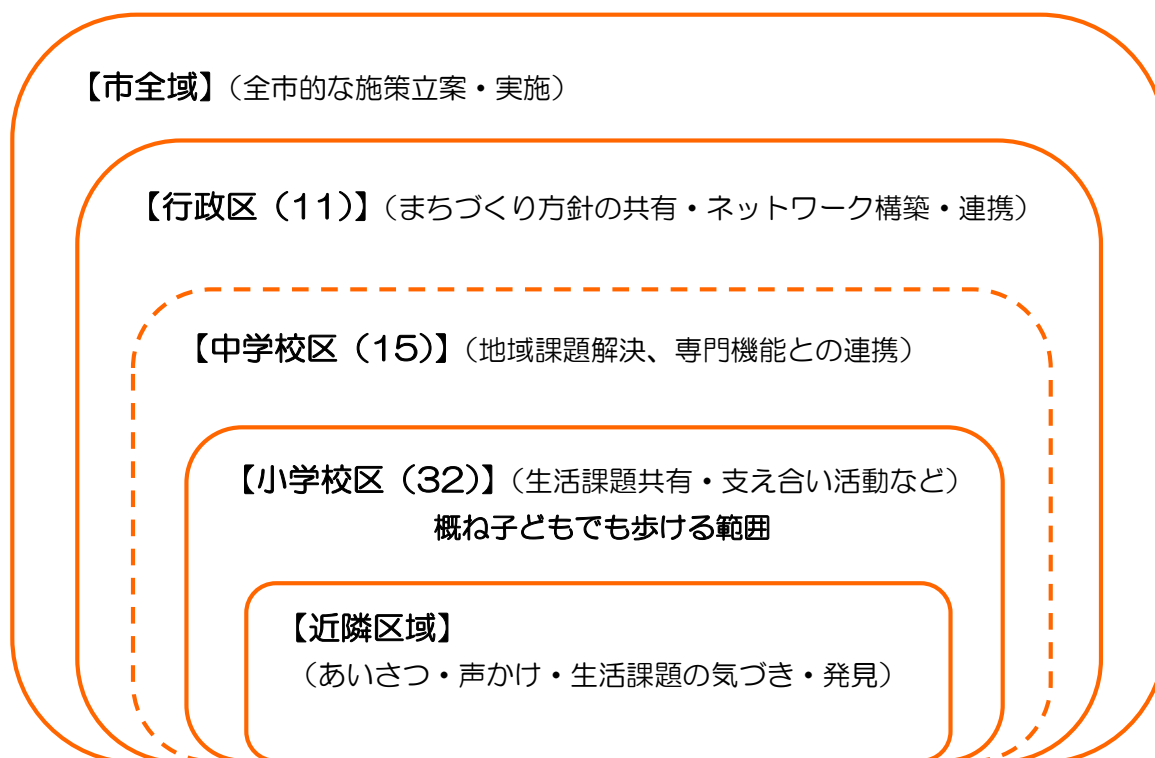
3. 圏域の考え方

地域活動は、自治会・町内会などを中心とした近隣区域での最も身近な活動から、市全域にわたる取り組みまで様々です。地域内における生活課題を把握して、主体的に市民が地域に関わるためには、地域の特性や取り組む内容によって、圏域内や圏域間での連携やネットワークの活用により、重層的に取り組むことが必要になります。

◆圏域ごとに想定される取り組みの方向

- 近隣区域：身近な生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくり
- 小学校区：地域で発見された生活課題を共有し、解決につなげるための支え合い活動
- 中学校区：小学校区では解決困難な地域課題の解決のため、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などに係る相談拠点（専門機能）との連携
- 行政区：市の地域における基本的な圏域で、それぞれのまちづくりの方針の共有及び圏域内でのネットワークの構築及び連携
- 市全域：各圏域での地域課題解決の取り組みをより広い範囲で共有を図り、各圏域では解決困難な課題への施策立案及び実施

◆圏域の取り組み内容のイメージ



* 中学校区については、高齢者分野の日常生活圏域[※]や、障害者分野の相談支援拠点など、専門機能が配置される圏域とは必ずしも一致していないため、点線の表示としました。



第3章 計画策定の考え方

1. 法的位置づけと関連計画との関係

(1) 計画の法的位置づけ

社会福祉法*において、地域福祉の推進が掲げられ（第4条）、市町村が地域福祉計画を策定する旨の規定（第107条）が置かれています。

〈社会福祉法における位置づけ〉

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画策定に係る主な通知

地域福祉計画策定に係る主な通知としては、「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知）があります。

これらの通知において、要援護者支援方策、生活困窮者自立支援方策などを、地域福祉計画へ位置づけることが求められました。

(3) 整合を図る上位計画・関連計画

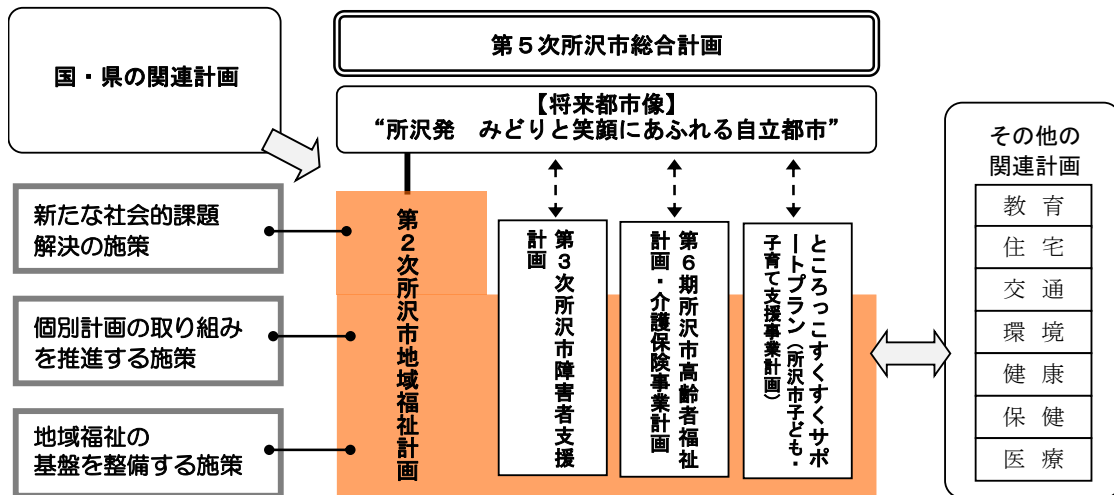
第2次所沢市地域福祉計画の策定にあたっては、以下のような上位計画・関連計画との整合性を図ります。

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく「第5次所沢市総合計画」を上位計画とし、その基本構想にかかげる将来都市像「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」を実現するため、整合性を図ります。

さらに、第6期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第3次所沢市障害者支援計画、所沢市子ども・子育て支援事業計画といった、福祉の関連分野別の計画との整合性を重視し、連携を図りながら、これらの計画を横断的につなぐ計画として、総合計画がかかげる将来都市像の実現に資することを目的とします。

また、厚生労働省が定める「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（一人ひとりの地域住民への訴え）（平成14年1月28日）、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（平成20年3月31日）、「埼玉県地域福祉支援計画」の趣旨をふまえたものとします。

◆関連計画との位置づけ



(4) 第4次地域福祉活動計画 in 所沢との連携

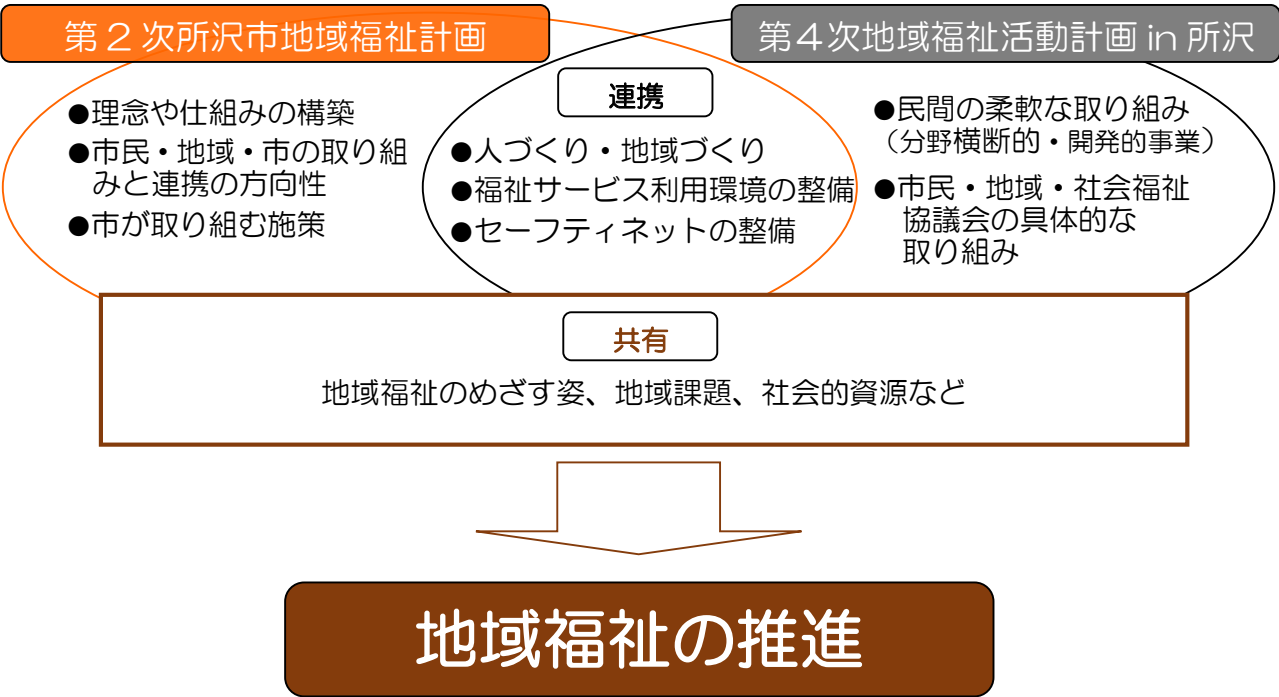
所沢市社会福祉協議会は、社会福祉法（第109条）の「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、市民が地域の生活課題を自らの課題としてとらえ、共に行動することができる「ふくしのまちづくり」を進めることを使命とする、営利を目的としない民間組織です。

「地域福祉活動計画」は、地域で誰もが安心して共に暮らせるように、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や多様な機関・団体などが協力して策定する、地域福祉を推進するための民間計画です。

行政が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、共に市民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的をもつものです。

第2次所沢市地域福祉計画においては、そのめざす姿を、所沢市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画 in 所沢」と共有した上で、お互いに連携しながら、地域福祉の推進に取り組みます。

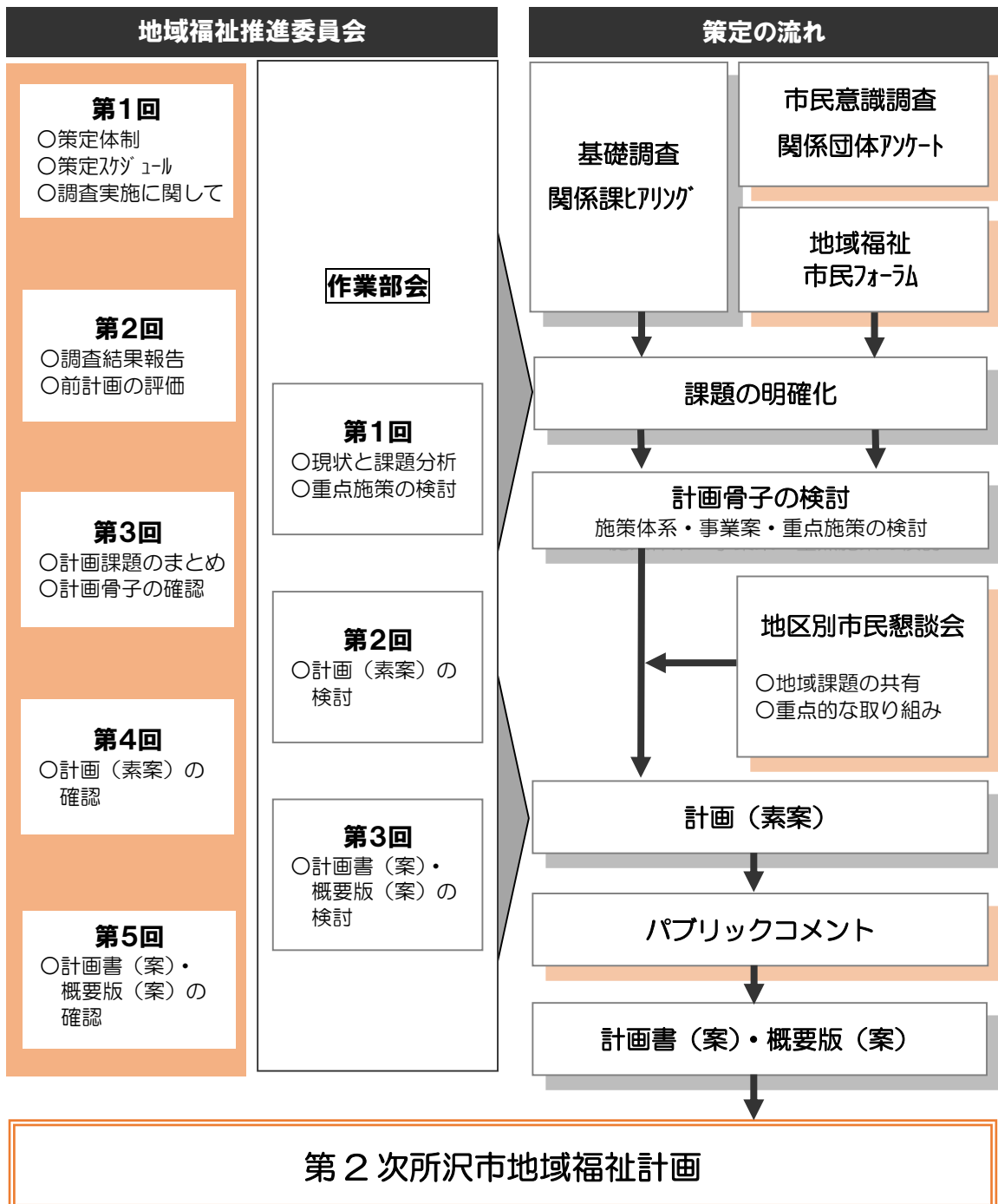
◆地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



2. 計画策定の過程

第2次所沢市地域福祉計画の策定にあたっては、「所沢市地域福祉推進委員会」を策定組織として、全5回の委員会により検討を行いました。また、市民や団体などの意向を把握するため、市民意識調査、関係団体アンケート、地区別市民懇談会などを実施しました。あわせて、市民の地域福祉の意識喚起を目的として、地域福祉市民フォーラムを開催しました。

◆計画策定フロー



(1) 調査実施の概要

調査名、実施期間	対 象	趣 旨
市民意識調査 ●平成 26 年 7月16日～27日	18歳以上の市民より 3,000名を無作為抽出 1,042名より回答	地域福祉のさらなる発展に向け、 主に以下について把握 ・共助の仕組み ・市民の力の活用 ・分野横断的事業 ・地区ごとの特性
関係団体アンケート ●平成 26 年 9月12日～19日	自治連合会 地域包括支援センター※ 障害者施策推進協議会※ 児童相談所※ 民生委員・児童委員連合会 ボランティア連絡協議会※ NPO 法人	地域福祉推進を担う団体の役割や、 地域福祉を推進する観点からの必要 な支援などについて意見を把握
関係課ヒアリング ●平成 26 年 9月19日・20日	危機管理課 コミュニティ推進課 生活福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 こども支援課	地域福祉の推進に影響の大きい事業 に関連して、主に以下について把握 ・関係課における位置づけ ・推進上の課題 ・今後の方向性 ・生活困窮者支援など新たな課題 への施策の方向性

(2) 地域福祉市民フォーラム

平成 26 年 7 月 27 日に、第 2 次地域福祉計画策定の周知と、地域福祉の機運を高めるための意識喚起を目的として開催しました。

<内容>

第 1 部：基調講演「第 2 次所沢市地域福祉計画の策定に向けて」

第 2 部：パネルディスカッション「第 2 次所沢市地域福祉計画に期待すること」

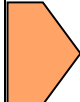
(3) 地区別市民懇談会

平成 26 年 11 月 15 日・16 日に、広く市民に参加を呼びかけ、地区別の市民懇談会を開催しました。計画骨子をふまえた、各行政区の重点課題と対策についての検討を行いました。

3. 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

◆上位計画・関連計画の計画期間

計画/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総合計画	第5次所沢市総合計画・ 後期基本計画					第6次へ
地域福祉計画	第2次 所沢市地域福祉計画					
老人福祉計画 介護保険事業計画	第6期 所沢市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画			第7期 所沢市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		
障害者計画 障害福祉計画	第3次 所沢市障害者支援計画			第4次 所沢市障害者支援計画		
子ども・子育て 支援事業計画	ところっこすくすくサポートプラン (所沢市子ども・子育て支援事業計画)					
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第4次地域福祉活動計画 in 所沢					



第4章 計画を取り巻く

動向と課題

1. これまでの取り組み

(1) 第1次所沢市地域福祉計画の総括

市では、平成15年の社会福祉法第107条の施行を受け、市民意識調査や地域づくりモデル事業の実施などにより市民参加を得て、平成17年3月に、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする第1次所沢市地域福祉計画を策定しました。

第1次所沢市地域福祉計画では、地域福祉を「地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係を作っていくこと」とし、3つの基本方針（①地域福祉コミュニティの育成 ②安心できる暮らしを支援する福祉の再構築 ③身近な地域に広がるネットワークづくり）のもと、地域福祉推進の基本的な考え方や方向性を明確化し、より身近な地域での福祉の仕組みづくりをめざしてきました。

関連分野においては、「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」などの策定にあたり、地域福祉計画との整合性を図り、地域福祉の考え方を各行政施策へ反映させるよう努めてきました。

また、所沢市社会福祉協議会との連携のもと、市内各地区で地域福祉コミュニティ推進事業を実施し、市民主体の地域づくり活動を推進してきました。

(2) 所沢市地域福祉推進検討委員会からの提言

第1次所沢市地域福祉計画の策定後、平成17年10月に、計画の進捗状況、評価及びその後の推進方法など、より良い地域福祉を実現するための検討を行うことを目的に、「所沢市地域福祉推進検討委員会」を設置しました。委員会からは、3年ごとの任期の中で、提言がなされてきました。

平成20年3月には、計画の推進に向けて取り組むべき重点施策と、計画のさらなる推進の方向性について提言がなされました。これを受けて、市では、地域福祉の概念を広く市民に周知することを目的に、計画書の概要版を作成し、関係機関や自治会・町内会、市内の小学校へ配布しました。

平成23年3月には、福祉教育・福祉学習の充実に向けての提言と、地域福祉のさらなる推進のための協働・連携に関する提言がなされました。また、平成24年7月には、平成28年度中に供用開始予定の「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」が地域福祉推進の拠点として整備されるよう、施設の建設にあたっての提言がなされました。これを受けて、市では、平成24年8月に、「(仮称)所沢市総合福祉センター(複合施設)基本計画」を策定しました。

そして、平成26年3月には、それまで地域福祉の取り組みを進めてきた上での課題認識をもとに、生活圏に配慮した取り組みや高齢者が集う拠点づくりなどによる「誰もが大切にされる支え合いの地域づくり」、福祉の総合相談機能の充実や権利擁護の推進などによる「安心・安全なまちづくり」、子どもたちへの福祉教育や、イベント・講座の活用による「福祉教育の推進」などからなる、第2次地域福祉計画策定に向けての提言がなされました。

2. 福祉の関連分野における地域福祉の姿

(1) 高齢者支援分野

高齢者支援の分野では、判断能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない高齢者や、孤立死^{*}に象徴されるような、つながりが希薄化する中で早期発見が困難なケースが増えています。今後、介護や見守りの必要な高齢者の増加が見込まれていることから、「安心して住み慣れた場所で生活する」ための「地域包括ケアシステム^{*}」を構築するためには、地域で見守り支え合う、地域のネットワークが求められています。

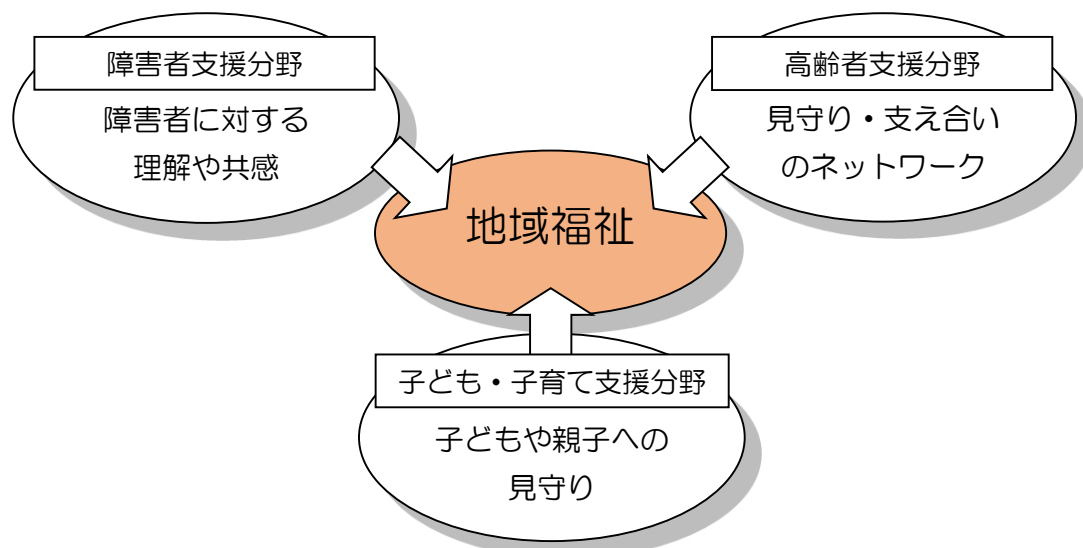
※ 地域包括ケアシステム：高齢者及びその家族が在宅での生活を選択することの意味を理解し、その心構えをもった上で、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」という専門的なサービスと、その前提となる「生活支援・福祉サービス」と「住まいと住まい方」が相互に連携しながら住み慣れた地域での生活を支えるものです。

(2) 障害者支援分野

障害者支援の分野では、施設を拠点とする相談支援や就労支援を通し、地域生活への移行が進められています。共生社会をめざす中、地域の人たちの障害者に対する理解や共感が重要となる点をふまえ、身近な場所で障害のある人もない人も共に交流し、相互理解につなげる機会が求められています。

(3) 子ども・子育て支援分野

子ども・子育て支援の分野においては、地域・社会が子どもと保護者に寄り添い、子育てや子どもの成長を家族などの身近な人が喜びや生きがいとして感じることのできる社会をめざすことが求められています。地域福祉においても、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって見失いがちな、人への優しさや思いやりなどを育み、子どもや親子を見守る機能が果たせるよう、地域のつながり・支え合いを再構築していくことが求められます。



3. 新たな課題への対応

(1) 新たな生活困窮者支援制度の創設

近年、生活保護^{*}に至る前の段階で、経済的な苦しさや地域における孤立など、生活に困難を抱える人（以下、生活困窮者という。）が増えています。国の調査では、子どもの貧困率が16.3%（平成24年）、ひとり親世帯の相対的貧困率が16.1%（平成24年）となり、年収122万円以下で生活している世帯の割合が6世帯に1世帯となってきています。

また、全労働者の3分の1以上が非正規労働者となり、20代の労働者のみで見ると50%以上が非正規労働者となっています。非正規労働者の中には、社会保険・労働保険に加入できない短時間労働者が多く、国の皆保険皆年金制度からもれてしまっている人々が増加している状況があります。

このように貧困・格差が拡大傾向にある中で、生活困窮の状況になりながらも、複合的な問題を抱え、既存の制度の狭間にいるなどの理由から相談につながらないケースが増えてきています。そのため、国は平成27年4月より生活困窮者自立支援法を施行し、自立相談支援事業という総合相談を、市町村が取り組むべき事業として位置づけています。加えて、この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、地域福祉計画の中に位置づけ、取り組むことが効果的である、としています。

本市においては、平成26年10月より生活困窮者自立促進支援モデル事業として、自立相談支援事業を開始したところです。

地域福祉においては、生活困窮者への支援とともに、支援事業の周知、地域における理解促進などに取り組んでいきます。

(2) 災害時における要配慮者支援体制の構築

平成23年の東日本大震災においては、犠牲になった方のうち半数以上が65歳以上の高齢者であり、また、多くの障害者が含まれていました。このように、支援の必要な人たちが数多く被害に遭う結果となりました。

こうした東日本大震災の教訓をふまえ、平成25年に災害対策基本法^{*}の改正が行われ、避難行動要支援者名簿^{*}作成の市町村への義務づけ、本人同意のもと平常時から支援関係者に名簿が提供できることなど、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援に向けた環境が整備されています。

本市においては、災害対策基本法の改正を受け、所沢市地域防災計画^{*}を改定したところです。地域福祉においては、こうした動きをふまえ、地域の中で、お互いに助け合い、高齢者や障害者、子育て世帯など、地域の皆が共に安心・安全でいられるための、要配慮者の支援体制について、関係機関と連携した整備を進めていきます。

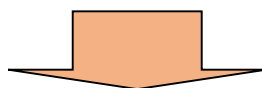
(参考)：内閣府災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（平成25年3月）より作成

4. 計画課題のまとめ

関係課ヒアリング、関係団体アンケート、市民意識調査、現況データなどの調査結果に基づき、計画策定に向けた現状と課題を以下のように整理します。

(1) 地域福祉の担い手の育成・活用について

現 状	課 題
<p>○市民意識調査では、福祉学習の結果、支援が必要な高齢者・障害者を「理解」できた人は7割を超えるが、「交流や支援行動」につながった割合は、2割にとどまっている。</p> <p>○障害者施設の事業として、施設ごとに交流イベントなどに取り組んでいる。</p>	<p>◎福祉について学ぶだけではなく、実際に支援が必要な人との交流機会などを通じて、活動につなげることが求められる。</p>
<p>○地域への情報発信は、広報紙、掲示板などによる方法で行われているが、工夫の余地がある。</p> <p>○市民意識調査では、福祉の支え合い活動に参加するための支障となっているものは、「地域にある活動が分からない」ことが、最も多かった。</p>	<p>◎交流を通じた情報発信や、多様な人が交流する場への情報発信、SNSやメールの活用も必要である。</p> <p>◎支え合い活動への参加を促進するための、地域活動の情報が市民に伝わる工夫が必要である。</p>
<p>○地域福祉活動の担い手がシニア（高齢者）に偏っており、活動の継続に課題が生じている。</p> <p>○市民意識調査では、ボランティア活動を「行ってはいないが関心をもつ」という人は全体の4割にのぼっている。</p>	<p>◎活動参加のメリットや、活動継続のための運営のサポートなどにより、若い人も含めた色々な世代の参加を増やすための支援が求められている。</p> <p>◎「参加したことはないが、ボランティア活動に関心がある」市民を、実際の活動につなげるための工夫、気軽に参加できる仕組みが必要である。</p>
<p>○認知症サポーター養成講座[※]や高齢者大学[※]など、様々な講座や学習機会に参加した人たちが、その後の地域での活動につながりにくい傾向が見られる。</p>	<p>◎学習した人が、実際に地域で活躍できるように、活動につながる仕組みが重要である。</p>

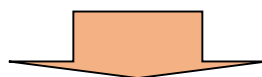


地域では様々な人が生活していることを理解し、共に助け合い、互いの知恵や経験を学び合う機会が大切です。そして、様々な講座や学習機会ですんだ市民が、学んだことを実際の地域活動に活かすことができれば、地域の支え合いにつながります。そのためには、身近な活動に気軽に参加できるような工夫も必要です。地域福祉を進めるためには、市民の参加と協働が不可欠であることから、地域福祉を担う人材の育成や活用の取り組みを進めます。

(2) 地域福祉の拠点や総合相談体制について

現 状	課 題
<p>○平成28年度中の供用開始に向け、「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」の整備を進めている。</p> <p>○市民意識調査では、地域に「居場所」がないと感じる人は6割近くにのぼっている。また、地域サロン*のような場所の利用意向も6割近い。</p>	<p>◎「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」には地域福祉の拠点としての役割が求められている。</p> <p>◎市民が役割を担うことができ、交流できるような、身近な居場所の整備が求められている。</p>
<p>○各施設などでの分野別の専門相談が行われている中、「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」に福祉の総合相談窓口が設置される。</p> <p>○三ヶ島地区では、独自のボランティアセンターを設置し、身近な地域のニーズ把握につなげている。</p> <p>○市民意識調査では、悩みや困りごとの相談相手は、家族や親戚が7割を超え、市役所や地域包括支援センターなどの割合は2割以下となっている。</p>	<p>◎「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」における福祉の総合相談窓口を中心に、様々な相談機能と連携する必要がある。</p> <p>◎既存の相談窓口における情報提供に加え、地域の事情に応じて、身近な地域で相談できる窓口の設置が必要である。</p> <p>◎気軽に相談しやすい、相談の仕組みが必要である。</p>
<p>○市民意識調査では、日常生活での困りごとについては、前回の調査と比較し全ての項目で割合が増加し、一人暮らしの不安、買い物困難、庭の手入れなどの項目で10%程度増加した。</p> <p>○市民意識調査では、困っている人の問題を「地域の人で直接解決する」という回答は前回の調査と比較し大きく減り、「支援につなげる」という考え方が中心になっている。</p>	<p>◎既存の支え合いの仕組みを充実させるとともに、支え合いの意識を醸成する取り組みが必要となっている。</p> <p>◎日常生活の困りごとの増加に対応する、地域福祉をコーディネートする人材の活用など、支援につなげるための方法を、市民に広く理解してもらう必要がある。</p>
<p>○地域づくり協議会*は地域の様々な関係者が参加しており、すでにある地域のネットワーク組織との連携などを図っているが、状況は地域によって様々である。</p> <p>○NPO法人やボランティア団体などの地域活動を行う団体にはそれぞれの活動目的があり、福祉の横断的取り組みや、活動組織同士のつながりが不足しがちな傾向がある。</p>	<p>◎地域福祉の充実のためには、地域づくり協議会と既存の地域福祉のネットワークの連携は不可欠である。</p> <p>◎地域で解決が必要な問題をテーマに、各団体間のコーディネートを行い、連携を図る仕組みが必要である。</p>

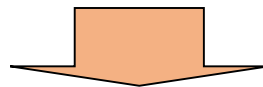
* 地域サロンとは、地域の人々が身近なところで気軽に集まり、交流できる場所のことです。



見守り・支え合いを進めるためには、お互いに顔の見える関係づくりが大切であることから、身近で気軽に利用できる「拠点」や「居場所」が重要です。そうした身近な拠点における身近な相談とともに、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けられるように総合相談体制を整備することも求められる中で、「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」を中心とした相談機能のネットワーク化が期待されています。そうしたネットワークには、地域で活動する各団体をコーディネートする人材の確保なども必要になります。

(3) 地域生活のセーフティネットについて

現 状	課 題
<p>○高齢化に伴い、今後、さらに認知症高齢者が増え、成年後見制度の利用対象者が増加することが予想される。</p> <p>○市民意識調査では、権利擁護の制度利用について、特に、50代以降の中高年の周知度が低い傾向にある。</p>	<p>◎成年後見制度への市民の理解を促進するとともに、権利擁護の体制づくりが必要となる。</p> <p>◎権利擁護についてのさらなる周知が必要である。</p>
<p>○平成 27 年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者支援に関する市民の実態把握と問題点の整理を始める。</p> <p>○市民意識調査では、「医療費」「光熱費」「最低限の食費など」が払えないという回答がそれぞれ 2%程度見られる。</p> <p>○市民意識調査では、支援のニーズとして、就労支援、学習支援などのニーズがある。</p>	<p>◎地域福祉を推進することで、生活保護に至る前の人の早期把握や自立につなげる仕組みづくりが重要である。</p> <p>◎生活困窮者の相談支援とともに、生活保護に至る前の包括的な支援が必要である。</p> <p>◎新しい支援の仕組みの周知や、地域での支援を検討していく必要がある。</p>
<p>○災害対策基本法の改正で、避難行動要支援者名簿の整備が義務化された。</p> <p>○市民意識調査では、災害時要援護者支援事業への参加協力意向は、20～30代の若い世代も含めて、全体の 5 割程度見られる。</p>	<p>◎災害時に助け合うためには、支援の対象者と支援する側との顔の見える関係が必要となるため、日常の支え合いと非常時の支え合いを一体的に進めることが必要である。</p> <p>◎支援事業の周知とともに、支援体制構築に意欲のある地域人材の参画を促す必要がある。</p>



誰もが地域で安心して暮らすためには、権利擁護の取り組みは大切であり、その制度などの周知が必要です。また、新たに始める生活困窮者支援を通じて、複合的な問題を抱える人の包括的な支援とともに、早期把握の仕組みづくりも求められています。加えて、災害時に備え、日常からの支え合いの関係づくりと災害時の避難体制の整備が必要です。



第5章 施策の展開

1. 基本施策

◆第5章の1では、「基本施策」について記載しています。
「基本施策」のページ構成は、以下を参照ください。

●【基本施策】ページの構成

基本施策 1
相互理解・共生の推進

<基本方針>

基本方針 I
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

<基本施策>

I-1 相互理解・共生の推進

I-2 地域における情報の発信

I-3 地域福祉活動の促進

I-4 地域で活躍する人材の育成

■現状と課題

地域には様々な人が暮らし、お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らし、お互いの相互理解・共生の意識を、身近な地域の中で子どもの頃から育むことは、地域を担う人材を増やし、支え合いの地域づくりにつながる地域福祉全体の基盤となるものです。市では、学校や、所沢市社会福祉協議会で行う講座などを通して、相互理解・共生の意識を育てる福祉教育・福祉学習が行われています。

一方で、市民意識調査では、福祉教育・福祉学習を通して、支援の必要な高齢者・障害者を「理解」できた人は7割を超えているものの、「交流や支援行動」につながった人は、約2割にとどまっています。また、福祉教育・福祉学習をより効果的に実施していくために必要な取り組みとしては、「地域の皆が共に交流・学習などができる機会づくり」(約5割)が最も多く、地域で、子どもも大人も、様々な立場の人が共に交流する機会や、お互いに助け合うための具体的な支援方法を学ぶ機会が求められています。

●障害者週間啓発事業

12月3日から12月9日は、障害者基本法で定められた「障害者週間」です。

所沢市では、障害者の福祉について市民の関心と理解を深めることを目的に、また、障害者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、記念事業を開催しています。

写真は平成26年度のオープニングイベントの様子です。

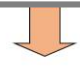


■方向性

相互理解・共生の意識を育み、支え合いの地域づくりにつなげるために、身近な地域での福祉教育・福祉学習の取り組みの拡大に加えて、地域の皆がお互いを理解できる機会(あいさつ運動・障害者との交流など)、具体的な支援方法を学ぶ機会や、支援の必要な人との直接の交流を通して理解を深める機会などを充実させます。


■主な取り組み

施策	取り組み
1 相互理解・共生の推進	相互理解を深める交流機会の拡大 (あいさつ運動、障害者との交流など)
	身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大



■6年後の姿

身近な地域の中で、様々な立場の人が気軽に交流してお互いを理解し合い、支援の必要な人には手助けをする場面が増えています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
総合的な学習の時間に福祉を取り上げている学校の割合	%	83.0	89.4	95.7
障害者週間啓発事業参加者数(一日あたり)	人	445	477	552

施策体系上の位置づけを示しています。

【現状と課題】
所沢市での取り組みや、市民意識調査・地区別市民懇談会の結果を紹介しています。

【方向性】
【主な取り組み】
現状と課題をふまえて、施策の方向性と、具体的な取り組み内容を示しています。

【6年後の姿】
【取り組みを測る指標】
方向性・主な取り組みをふまえて、めざすべき6年後の姿と取り組みを測るための指標を設定しています。
なお、現況値については、実施見込み数を記載しています。

基本施策 1

相互理解・共生の推進

<基本方針>

基本方針 I
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

<基本施策>

I-1 相互理解・共生の推進

I-2 地域における情報の発信

I-3 地域福祉活動の促進

I-4 地域で活躍する人材の育成

■現状と課題

地域には様々な人が暮らしており、お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという相互理解・共生の意識を、身近な地域の中で子どもの頃から育むことは、地域を担う人材を増やし、支え合いの地域づくりにつながる地域福祉全体の基盤となるものです。市では、学校や、所沢市社会福祉協議会で行う講座などを通じて、相互理解・共生の意識を育てる福祉教育・福祉学習が行われています。

一方で、市民意識調査では、福祉教育・福祉学習を通じて、支援の必要な高齢者・障害者を「理解」できた人は7割を超えているものの、「交流や支援行動」につながった人は、約2割にとどまっています。また、福祉教育・福祉学習をより効果的に実施していくために必要な取り組みとしては、「地域の皆が共に交流・学習などができる機会づくり」(約5割)が最も多くなっており、地域で、子どもも大人も、様々な立場の人が共に交流する機会や、お互いに助け合うための具体的な支援方法を学ぶ機会が求められています。

●障害者週間啓発事業

12月3日から12月9日は、障害者基本法で定められた「障害者週間」です。

所沢市では、障害者の福祉について市民の関心と理解を深めることを目的に、また、障害者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、記念事業を開催しています。

写真は平成26年度のオープニングイベントの様子です。

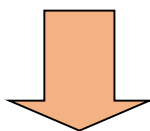


■方向性

相互理解・共生の意識を育み、支え合いの地域づくりにつなげるために、身近な地域での福祉教育・福祉学習の取り組みの拡大に加えて、地域の皆がお互いを理解できる機会（あいさつ運動・障害者との交流など）、具体的な支援方法を学ぶ機会や、支援の必要な人との直接の交流を通じて理解を深める機会などを充実させます。

■主な取り組み

施策	取り組み
1 相互理解・共生の推進	相互理解を深める交流機会の拡大 （あいさつ運動、障害者との交流など）
	身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大



■6年後の姿

身近な地域の中で、様々な立場の人が気軽に交流してお互いを理解し合い、支援の必要な人には手助けをする場面が増えています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
総合的な学習の時間に福祉を取り上げている学校の割合	%	83.0	89.4	95.7
障害者週間啓発事業参加者数（一日あたり）	人	445	477	552

基本施策2

地域における情報の発信

〈基本方針〉

基本方針Ⅰ
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

〈基本施策〉

I-1 相互理解・共生の推進

I-2 地域における情報の発信

I-3 地域福祉活動の促進

I-4 地域で活躍する人材の育成

■現状と課題

地域の中で、人々が互いに交流したり、活動に参加したり、または必要に応じて福祉サービスなどを利用するためには、地域にどのような機会や支援・サービスなどがあるかという情報が必要な人に届くことが重要となります。

市内では、地域福祉活動や福祉サービスに関わる情報として、広報紙やパンフレット、ホームページなどの様々な方法で発信されていますが、市民意識調査によると、福祉の支え合い活動に参加するための支障となっていることとして「地域にどんな活動があるのか分からない」ことが最も多くなっています。また、ボランティアに参加するきっかけとして、「ホームページなどで活動内容がPRされている」ことが上位に挙がっており、活動内容に関する情報発信が求められています。

地区別市民懇談会においても、身近なところで地域の情報を得られる仕組みや、情報を求めている人に十分に情報が伝わる仕組みが必要だという意見が挙がりました。

これらのことから、情報を必要としている市民に情報が効果的に伝わる提供方法の工夫や、情報を通じて地域の活動に参加しやすくなる工夫などが求められています。

●ところざわほっとメール ～市政情報のメール配信サービス～

ところざわほっとメールは、所沢市が運営する情報メール配信サービスです。所沢市では、アドレスを登録することで、市政情報を電子メールで携帯電話とパソコンにお知らせするサービスを行っています。

●福祉掲示板 ～福祉情報専用の簡易型掲示板を民家等に設置～

所沢市社会福祉協議会では、福祉情報専用の簡易型の掲示板を、住民の協力を得て住宅のフェンス等に設置し、地域の人が身近なところで福祉情報を得られるようにしています。

また、自治会・町内会の協力を得て、自治会・町内会で設置する掲示板に福祉情報を積極的に掲示する取り組みを進めています。

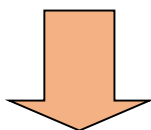
■方向性

地域の中で身近に福祉サービスや地域活動などの情報を得られる仕組みや、お互いに顔を合わせて交流する中での情報共有、年代や立場など様々な人が集まる場での情報発信や、ICT※（インターネット・メールなど）の活用など、情報を必要とする人に対して、情報がより効果的に伝わりやすいように工夫します。

※ ICT：コンピュータなどの情報技術及びインターネットなどの通信に関する技術を合わせた形のこと。情報通信技術という。

■主な取り組み

施策	取り組み
2 地域における情報の発信	身近な地域での情報発信 (福祉サービスや地域活動などの情報)
	ICTを活用した情報発信



■6年後の姿

福祉サービスに関する情報が得やすくなるとともに、ボランティアなどの地域活動の情報が身近な場所で手軽に得られるようになり、地域活動に参加する人が増えていきます。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
ところざわほっとメール※登録数	件	12,000	13,000	15,000
福祉掲示板※の設置数	箇所	39	75	110

基本施策3

地域福祉活動の促進

<基本方針>

基本方針Ⅰ
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

<基本施策>

I-1 相互理解・共生の推進

I-2 地域における情報の発信

I-3 地域福祉活動の促進

I-4 地域で活躍する人材の育成

■現状と課題

地域には、福祉に関連する活動を行う様々な団体があり、それぞれに目的をもって取り組みを進めています。

市では、市民活動支援センターにおいて様々な市民活動を支援しており、また、ボランティアについては、所沢市社会福祉協議会においてボランティアセンターを設置し、育成・支援に取り組んでいます。

一方で、地域では、地域福祉活動の担い手不足や、担い手の高齢化が課題となっています。今後、団塊の世代の退職が進む中で、地域福祉活動の担い手として高齢者のもつ役割は大きいことから、元気な高齢者（アクティブシニア）の地域福祉活動への参加を促していく必要があります。

市民意識調査によると、ボランティア活動について、「参加したことはないが、関心はある」という人が全体の4割にのぼっています。

現在行われている活動の継続やさらなる発展に加え、意欲・関心のある市民を実際の活動につなげるための工夫や、活動に気軽に参加できる仕組みが求められています。



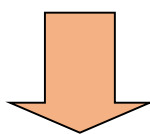
■方向性

活動に意欲・関心をもちながらも実践に結びついていない、潜在的な地域福祉活動の担い手を掘り起こし、活動につなげるために、身近にふれあう活動の機会を充実させます。

また、現在行われている活動の発展とともに、市民がボランティア活動などに気軽に参加したり、活動内容を知ることのできる機会を設けるため、ボランティア団体・NPO 法人など活動団体の育成・支援に取り組みます。

■主な取り組み

施策	取り組み
3 地域福祉活動の促進	地域で身近にふれあう活動の促進
	活動団体の育成・支援



■6年後の姿

地域福祉活動やボランティア活動に関心のある人が気軽に参加できる機会が増え、若者や中高年、働き盛りの世代など、多様な世代による新たな担い手が増えています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
市民活動支援センターの登録団体数	団体	117	168	180
市民活動支援センターの講座参加者数	人	549	600	700
ボランティアコーディネーター [※] の育成数 (災害時を含む)	人	13	45	75

基本施策4

地域で活躍する人材の育成

＜基本方針＞

基本方針 I
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

＜基本施策＞

I-1 相互理解・共生の推進

I-2 地域における情報の発信

I-3 地域福祉活動の促進

I-4 地域で活躍する人材の育成

■現状と課題

身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の能力を活かして地域のために活動できる、誰もが参加しやすい地域福祉を実現するためには、市民一人ひとりの意欲・関心を活かした学びや活動の機会を提供し、地域福祉活動の担い手を発掘し、その人材を育成することが重要となります。

市では高齢者大学をはじめ、認知症サポーター養成講座、市民大学[※]、生涯学習推進センターで実施する各種講座や、所沢市社会福祉協議会で実施する地域福祉サポーター[※]養成講座など、各種の講座で数多くの人材が学び、育っています。

また、各活動団体でも担い手の確保に努めていますが、一方で、高齢化の進展などにより、活動の担い手不足や担い手の高齢化が進む中、活動の継続が難しくなる例も多くなっています。

地区別市民懇談会では、特に元気な高齢者など、各種講座で学んだ意欲ある人材が、実際にその後、地域に関わり、知識や経験を活かした活動を実践するまでには十分に至っていない点が、課題として挙げられています。

これらのことから、地域福祉を担う人材を発掘し、育成するための仕組みづくりとともに、活動の魅力や楽しさを伝えて多様な世代の参加を促す取り組みや、各種講座などで学習した人材が、実際に地域で活躍できる仕組みが求められています。



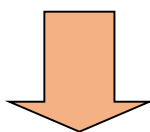
■方向性

「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」の人材育成機能や、高齢者大学、地域福祉サポーター養成講座などを通じて、意欲のある人たちが主体的に学ぶことができる機会を充実させ、地域福祉を担う人材を発掘し、育成するための仕組みづくりを進めます。

また、生涯学習ボランティア人材バンクなどを活かし、人材に関する情報が地域で共有・活用され、各種講座などで学んだ市民が、実際に地域で活躍できる仕組みを検討します。

■主な取り組み

施策	取り組み
4 地域で活躍する人材の育成	地域福祉を担う人材の発掘
	人材情報のストックと活用の仕組みづくり



■6年後の姿

地域の中で、意欲・関心のある人が地域福祉活動の担い手として育ち、様々な活動分野で活躍する人材が増えています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
生涯学習ボランティア人材バンクの登録件数	件	117	130	150
生涯学習ボランティア人材バンクの利用件数	件	70	90	110
地域福祉サポーターの育成数	人	30	75	120

基本施策5

地域福祉の拠点整備

<基本方針>

基本方針Ⅱ
身近な地域に広がる
ネットワークづくり

<基本施策>

- Ⅱ-5 地域福祉の拠点整備
- Ⅱ-6 総合的な相談体制の構築
- Ⅱ-7 見守り・支え合いの仕組みづくり
- Ⅱ-8 地域福祉を進めるネットワークの強化

■現状と課題

市では、平成28年度中の供用開始に向け、「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」を、地域福祉の中心的な役割を担う拠点として、また、子育て支援機能や子ども発達支援機能を併せもつ複合施設として整備を進めています。また、地域での見守り・支え合いを進めるためには、身近にある、市民が気軽に交流できる場所や、地域福祉活動などに取り組む場所の整備が重要となります。

市民意識調査では、地域に「居場所」がないと感じる人が6割近くにのぼっているほか、子どもから大人まで気軽に集い、交流できる地域サロンのような場所の利用意向も6割近くになっています。

地区別市民懇談会においても、身近に集まることのできる場所が十分でなく、学校の余裕教室や空き家などを活用して、身近にあり気軽に利用できる場所を求める声が挙がっており、地域の中で誰もが気軽に交流し、「居場所」と感じることのできるような場所の整備が求められています。

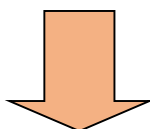


■方向性

「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」を、地域福祉の中心的な拠点として整備を進めます。また、市民の生活に身近な場所で、集会所や学校の余裕教室などの活用や、既存施設のバリアフリー*やユニバーサルデザイン*を推進し、誰もが身近な地域で気軽に交流したり、活動したりできる拠点の充実をめざします。

■主な取り組み

施策	取り組み
5 地域福祉の拠点整備	「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」の整備
	身近な地域の資源の充実・有効活用
	施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの推進



■6年後の姿

地域の中で、誰でも気軽に利用できる場所が増え、身近な場所で気軽に交流し、「居場所」と感じるような地域福祉の拠点ができています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」の利用者満足度	%	—	100	100
地域サロンの開催箇所数*	箇所	42	50	60
所沢市コミュニティ活動推進事業を活用した集会所などの整備の実施件数	件	3	3	3

* 所沢市社会福祉協議会が支援する地域サロンの開催箇所数を指標としています。

基本施策6

総合的な相談体制の構築

<基本方針>

基本方針Ⅱ
身近な地域に広がる
ネットワークづくり

<基本施策>

- Ⅱ-5 地域福祉の拠点整備
- Ⅱ-6 総合的な相談体制の構築**
- Ⅱ-7 見守り・支え合いの仕組みづくり
- Ⅱ-8 地域福祉を進めるネットワークの強化

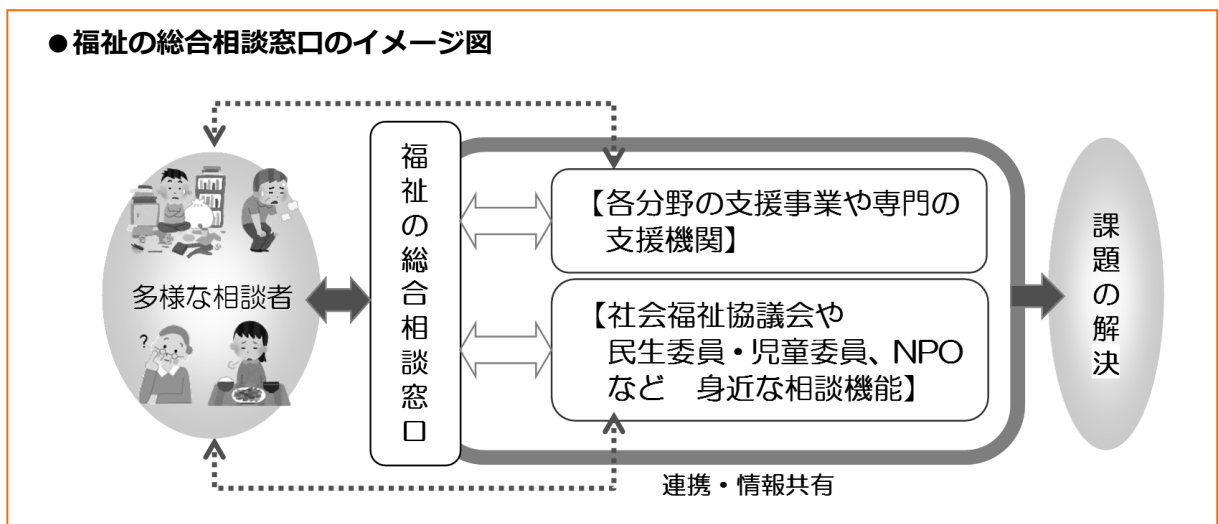
■現状と課題

地域で誰もが安心して自立した生活を送るためには、生活の中で様々な問題を抱えても、気軽に相談することができ、また、問題の深刻化を未然に防いで解決につなげることのできる体制づくりが重要となります。

所沢市の相談支援体制については、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援の各分野で、相談支援拠点が整備されているほか、「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」に、福祉の様々な相談に総合的に対応する「福祉の総合相談窓口」を平成28年度中に設置する予定です。

市民意識調査によると、悩みや困りごとの相談相手としては、家族や親戚といった身近な人が多く、公的な相談窓口で相談するという割合が低いことから、まず、各相談窓口についての周知が求められます。また、身近な地域の中で気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談窓口の充実を図ることも重要となります。

●福祉の総合相談窓口のイメージ図

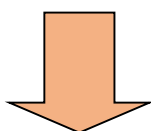


■方向性

市民に身近で気軽な相談体制の整備を進めるとともに、その中心となる「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」における「福祉の総合相談窓口」を設置し、各分野の相談拠点と連携を図り、情報の共有や、より効果的な課題解決を進めます。

■主な取り組み

施策	取り組み
6 総合的な相談体制の構築	福祉の総合相談機能の充実
	分野ごとの相談体制の普及・活用及び連携 (地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など)
	相談支援の身近なネットワークの整備 (身近な地域での相談窓口など)



■6年後の姿

「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」における「福祉の総合相談窓口」を中心とした各相談体制の利用が進んでいます。また、気軽に相談できる身近な相談機能も充実しています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
福祉の総合相談窓口への相談件数	件	—	開始後の実績を ふまえ指標を設定	
地域包括支援センターへの相談件数	件	21,400	22,200	23,000
障害者相談支援事業所への相談件数	件	6,000	6,900	7,800

基本施策7

見守り・支え合いの仕組みづくり

＜基本方針＞

基本方針Ⅱ
身近な地域に広がる
ネットワークづくり

＜基本施策＞

Ⅱ-5 地域福祉の拠点整備

Ⅱ-6 総合的な相談体制の構築

Ⅱ-7 見守り・支え合いの仕組みづくり

Ⅱ-8 地域福祉を進めるネットワークの強化

■現状と課題

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育てや介護が大変な人など、周囲の支援を必要とする人が暮らしています。誰もが地域で安心して生活するためには、地域の中で見守り・支え合いを進めることが重要となります。

市では、トコロみまもりネット^{*}、高齢者みまもり相談員^{*}やファミリーサポート事業^{*}など、各分野で、地域の中での見守り・支え合いの取り組みを進めています。

一方で、市民意識調査の結果からは、地域生活の中で様々な困難や不安を感じる人が、地域の中で増えている傾向が見られます。また、地区別市民懇談会の中でも、地域の中で支援を必要とする人を把握することが困難である点や、日頃からの声かけや見守りの重要性などへの声が挙がっており、地域での支え合いの仕組みを充実させることが必要となっています。

市では、「(仮称) 所沢市こどもと福祉の未来館」に「福祉の総合相談窓口」を平成28年度中に設置する予定であり、トコロみまもりネットや各行政機関のネットワークと連携した、見守りの仕組みの構築が求められています。

●トコロみまもりネット

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民、協力機関、協力事業所によるネットワークを作っています。

●高齢者みまもり相談員

市で委嘱する相談員が、定期的に、希望する高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認、福祉サービス等の情報提供等を行っています。

●ファミリーサポート事業

安心して子育てができる地域の環境づくりを進めるために、育児の支援を受けたい方(利用会員)に、育児支援をしたい方(援助会員)を紹介しています。



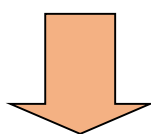
■方向性

既存の身近な地域での高齢者・子育て世帯などの見守り・支援活動をさらに促進するとともに、地域全体での見守り・支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」に設置する「福祉の総合相談窓口」と、トコロみまもりネットや各行政機関のネットワークとが連携した、見守りの仕組みの構築を進めます。

■主な取り組み

施策	取り組み
7 見守り ・支え合いの 仕組みづくり	高齢者などの介護予防・生活支援ニーズに対応する活動の促進
	身近な地域での見守り・支え合い活動の促進 (子ども・高齢者など)
	福祉の総合相談窓口と連携した見守りの仕組みの構築



■6年後の姿

地域の中で、見守りや支え合いの活動が周知され、多様な世代や立場の人が、意欲・関心を活かして活動の担い手として関わり、支え合いの関係を築いています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
「高齢者みまもり相談員」制度の利用世帯数	世帯	560	650	750
ファミリーサポート事業の援助会員数	人	463	550	640

基本施策 8

地域福祉を進めるネットワークの強化

<基本方針>

基本方針Ⅱ
身近な地域に広がる
ネットワークづくり

<基本施策>

Ⅱ-5 地域福祉の拠点整備

Ⅱ-6 総合的な相談体制の構築

Ⅱ-7 見守り・支え合いの仕組みづくり

Ⅱ-8 地域福祉を進めるネットワークの強化

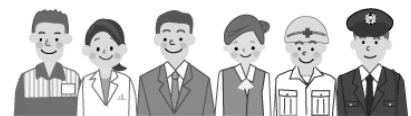
■現状と課題

地域には、様々な活動を行う組織や団体があります。地域の福祉課題を解決し、地域福祉を一層推し進めていくためには、市民一人ひとりや行政などの取り組みだけでなく、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO 法人、ボランティア団体や社会福祉法人など地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

市では、「地域コミュニティの醸成」に向けて、地域で活動する様々な団体相互の連携・協力による「地域ネットワーク^{*}」を整備する中で、行政区ごとに設置が進む「地域づくり協議会」においては、すでにある地域のネットワーク組織との連携も図られています。

地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わる組織・団体などにおける横断的なネットワークづくりと、その連携を通じた地域ぐるみの取り組みの強化が必要です。

地域福祉を進めるネットワークの強化に向けて、市では、地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員や、所沢市社会福祉協議会などとの連携を図りながら、取り組みを進めていきます。また、今後は、異なる分野の連携によるコミュニティビジネス^{*}などの取り組みも有効であると考えられています。



●民生委員・児童委員

民生委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれの担当する区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として、社会福祉の増進に努めています。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童委員を兼ねています。

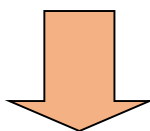
■方向性

地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの構築と、その連携を活かした地域福祉の一層の推進に取り組みます。

また、異なる分野の連携によるコミュニティビジネスなどの取り組みも検討していきます。

■主な取り組み

施策	取り組み
8 地域福祉を進めるネットワークの強化	地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの構築
	民生委員・児童委員との連携の強化
	所沢市社会福祉協議会との連携の強化
	産業活性化と地域福祉推進の連携 (コミュニティビジネスなど)



■6年後の姿

地域福祉に関わる関係者・組織のネットワークの構築と、その連携を活かした地域福祉の一層の推進に取り組みます。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
地区社会福祉協議会（地区社協）の設置数	箇所	2	—	11
民生委員・児童委員の充足率	%	96	100	100

基本施策 9

権利擁護の推進

<基本方針>

<基本施策>



■現状と課題

誰もが地域で安心して生活するためには、判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者などでも、その人の権利や財産などが守られ、虐待などを受けることがないようにするための「権利擁護」の仕組みが重要となります。市では、権利擁護に関する各種制度・事業を行うとともに、虐待防止や人権教育の推進などに取り組んでいます。

今後、市内でも高齢化が一層進む中で、認知症高齢者の増加などにより、権利擁護の対象となる市民は増えることが予想されていますが、市民意識調査によると、権利擁護に関する制度や事業についての市民の認知度は、40代から60代を中心に低くなっています。一方で、各制度の利用意向については、特に、これから親の介護を担う世代である30代から50代で高くなっています。

こうしたことから、権利擁護に関する意識啓発や、制度・事業に関する周知などが、今後一層必要となります。また、これまで後見人の受け皿となっていた家族や専門職だけでは、今後担い手が不足するといわれており、新たな担い手として市民後見人を養成するなど、市としての権利擁護の取り組みを進めていくことが求められています。

●成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、法律面や生活面で支援する制度です。

●市長申立て

成年後見制度において、本人に成年後見等の申立てを行う親族がない場合等に、市長が申立てを行っています。

●市民後見人

今後見込まれる成年後見制度の需要増加に対応するため、親族や専門職等に代わる新たな担い手として、一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた後見人です。



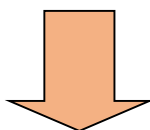
■方向性

成年後見制度^{*}の普及・啓発を推進するとともに、「(仮称)成年後見センター」を設置し、市民後見人^{*}の養成に取り組みます。

また、あわせて、市民の理解を深めるための人権教育や、身近な地域での虐待防止の推進、苦情解決制度の普及による福祉サービスなどの質の向上に取り組みます。

■主な取り組み

施策	取り組み
9 権利擁護の推進	成年後見制度の普及・啓発
	「(仮称)成年後見センター」の設置
	市民後見人の養成
	人権教育の推進
	虐待防止の推進
	苦情解決制度の普及



■6年後の姿

地域での生活や権利を守るための、権利擁護に関する各種制度・事業の認知度が高まり、活用が進むとともに、市民後見人など、地域の中で権利擁護についての理解を深め、自ら担い手となる人が増えています。

■取り組みを測る指標



指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
成年後見制度における市長申立て [*] 実施件数	件	15	20	30
市民後見人の養成講座修了者数	人	—	開始後の実績を ふまえ指標を設定	
人権教育に関する講座の参加者数	人	628	750	900

基本施策 10

生活困窮者の支援

<基本方針>

基本方針Ⅲ
安心・安全に地域で生活
できる環境づくり

<基本施策>

Ⅲ-9 権利擁護の推進

Ⅲ-10 生活困窮者の支援

Ⅲ-11 災害時の安心・安全の仕組みづくり

■現状と課題

第4章「3. 新たな課題への対応」(22 ページ)でも記載したとおり、近年、生活困窮者が増える一方で、当事者のもつ様々な問題を解決するには、今までの制度などでは対応しきれないという課題が生じており、そのための支援が重要となっています。こうした背景のもと、平成 27 年 4 月から、新たに生活困窮者自立支援制度が開始されます。

所沢市の生活保護受給者数については、平成 25 年度以降横ばいになったものの、平成 25 年度の数值は、平成 15 年度の約 2.4 倍となっています。また、市民意識調査によると、「医療費」、「光熱費」、「最低限の食費」などが払えないという回答が、それぞれ 2%程度ずつ見られ、生活における経済的な苦しさを抱える人が少なからずいるという結果となっています。

そうした中で、所沢市では、今後、複合的な問題を抱えた生活困窮者への包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを進めていく必要があります。加えて、様々な生活困窮者への相談や支援を行う各機関との連絡調整を進めていくことが求められています。また、地域では、社会福祉法人による社会貢献活動として、生活困窮者への支援を行い、地域のセーフティネットとしての役割を積極的に担っていくことが求められています。



■方向性

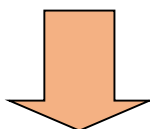
複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援による包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを進めていきます。あわせて、様々な生活困窮者への相談や支援を行う各機関と連絡調整を進めていきます。

また、離職により住宅を失われた方などに対する住居確保給付金の支給を行うほか、貧困の連鎖^{*}を防止するために学習支援に取り組みながら、支援の方向性について検討していきます。

地域では、社会福祉法人による社会貢献活動として、生活困窮者の支援を行うことが求められており、その役割を担う社会福祉施設などとの連携についても、検討を進めます。

■主な取り組み

施策	取り組み
10 生活困窮者の支援	自立支援事業による生活保護に至る前の支援の強化 失業者、多重債務者、ホームレス、引きこもりなどに対する支援



■6年後の姿

市の生活困窮者の実態と課題をふまえた支援事業が実施され、当事者の自立支援につながっています。また、生活困窮者支援に対する市民の理解が進み、地域での支援の取り組みも始まっています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
生活困窮者のための相談支援事業の相談者数	人	31	50	50
ホームレスを対象にした生活相談・健康相談の実施回数	回	2	2	2

基本施策 11

災害時の安心・安全の仕組みづくり

<基本方針>

基本方針Ⅲ
安心・安全に地域で生活
できる環境づくり

<基本施策>

Ⅲ-9 権利擁護の推進

Ⅲ-10 生活困窮者の支援

Ⅲ-11 災害時の安心・安全の仕組みづくり

■現状と課題

地域には様々な人が暮らしており、中には、高齢者や障害者、子育て中の世帯など、支援を必要とする人もいます。誰もが地域で安心して生活するためには、地震などの災害が起きた場合にも、地域でお互いに助け合い、地域の皆が共に安心・安全でいられるための備えが必要となります。

市では、避難行動要支援者名簿の整備・活用や、福祉避難所*の整備を進めています。また、市民意識調査においては、災害時要援護者支援事業への参加・協力意向は、20代から30代の若い世代も含めて、全体の5割程度見られる結果となっています。

災害が起きたときに、地域の中で助け合うためには、支援に意欲のある市民を、地域の中での助け合いの仕組みにつなげ、支援する人と支援を受ける人との顔の見える関係づくりを進めることが必要です。

あわせて、支援事業の一層の周知や、民生委員・児童委員、自治会・町内会など、地域の避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の一層の活用などが求められています。



●福祉避難所

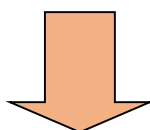
災害時に指定避難所に避難した高齢者や障害者などで、指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設などに開設し、被災者の救援、救護活動を実施する場所です。

■方向性

災害時の助け合いに対する市民の意欲・関心を活かし、地域の中で、災害時に支援する人と支援を必要とする人とのマッチングを進めます。いざという時に助け合える地域づくりを実現するために、避難行動要支援者名簿の整備・活用の方や、福祉避難所の整備に取り組むとともに、災害時の支援体制を構築することの重要性についての市民の一層の理解促進を図ります。

■主な取り組み

施策	取り組み
11 災害時の 安心・安全の 仕組みづくり	避難行動要支援者名簿の整備・活用
	福祉避難所の整備



■6年後の姿

地域の中で、災害時における要配慮者の支援体制が整備され、災害時に助け合える仕組みが整っています。また、福祉避難所の整備数も増え、身近な地域で高齢者や障害者など支援を必要とする人が安心して避難できる拠点が確保されています。



■取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		H26	H29	H32
福祉避難所の整備箇所数(災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数)	件	12	16	20

2. 重点施策

計画の基本理念である「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」の実現には、地域での相互の支え合いの取り組みが大切です。

地域での支え合いの取り組みへの参加を通して、市民が地域で活躍し、地域に貢献する機会の充実を図ることが重要であると考えます。

本計画では、基本理念の実現に向け、地域での相互の支え合いの取り組みをより推進していくために、基本方針を横断的に取り組む必要がある施策として、3つの重点施策に取り組みます。

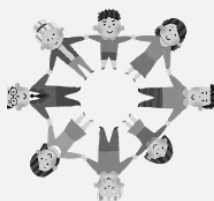
A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

各種講座などで学習に取り組んだ意欲・関心のある人材が、継続した地域福祉活動への参加につながるような仕組みや機会づくりの方法を検討します。



B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

市民に対して、身近な活動や必要な福祉サービスなどの情報が行き届くよう、地域福祉の中心となる拠点や身近な場所にある地域サロンなど、それぞれの特性を活かした情報発信の方法を工夫します。



C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

制度の狭間の問題をキャッチし、地域福祉課題の解決を進めるため、地域で活動する様々な活動の連携を図り、地域福祉をコーディネートする機能の強化を進めます。

また、福祉分野全般に係る情報の共有による効果的な運用に向けて、庁内の横断的な体制づくりを行います。

◆第5章の2では、「重点施策」について記載しています。
「重点施策」のページ構成は、以下を参照ください。

●【重点施策】ページの構成

重点施策 A
地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

■重点施策の目的

ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動の充実のために、活動の担い手の確保が必要になっている一方で、地域福祉活動に関心をもつ人が実際の活動参加につながりにくい現状が見られます。
こうした状況をふまえて、各種講座などで学習に取り組んだ意欲・関心のある人材が、継続した地域福祉活動への参加につながるような仕組みや機会づくりの方法を検討します。

■重点施策の取り組み

<重点施策> <取り組み>

重点施策 A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進	A-① 意欲ある人材の地域福祉活動参加の促進
	A-② 地域福祉活動の活性化に向けた交流機会の提供

■取り組み内容

A-① 意欲ある人材の地域福祉活動参加の促進
市民活動支援センター、生涯学習推進センターや所沢市社会福祉協議会などによる各種講座などで学んだ市民が、ボランティア活動などの地域福祉活動への継続的な参加につながるような仕組みを検討・実施します。

A-② 地域福祉活動の活性化に向けた交流機会の提供
地域福祉に関わる多様な活動団体が、それぞれの取り組みをフェースツーフェースで伝え合い、相互に体感・体験でき、個々の地域福祉活動の現場の様子を理解することができるといった交流機会の提供を図ります。

■取り組みイメージ

■取り組み目標

取り組み	実施目標		
	H27	H29	H32
① 人材の育成から地域福祉活動参加につながる仕組みの推進	検討	実施	実施
② 団体間の相互の交流機会の開催	検討	実施	実施

【重点施策の目的】
重点施策の背景と、重点施策の目的を示しています。

【重点施策の取り組み】
取り組みの体系を示しています。

【取り組み内容】
目的に応じて、重点施策の方向性と、具体的な取り組み内容を示しています。

【取り組みイメージ】
取り組み内容をふまえて、重点施策の関係者、取り組みの流れ等、実施のイメージを示しています。

【取り組み目標】
目的・取り組み内容をふまえて、初年度・3年目・6年目の取り組みの実施目標を設定しています。

重点施策 A

地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

■重点施策の目的

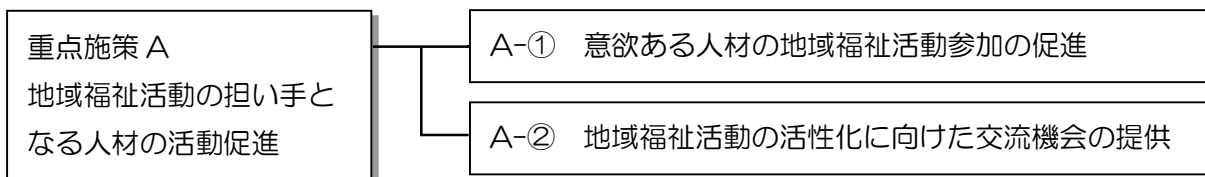
ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動の充実のために、活動の担い手の確保が必要になっている一方で、地域福祉活動に関心をもつ人が実際の活動参加につながりにくい現状が見られます。

こうした状況をふまえ、各種講座などで学習に取り組んだ意欲・関心のある人材が、継続した地域福祉活動への参加につながるような仕組みや機会づくりの方法を検討します。

■重点施策の取り組み

<重点施策>

<取り組み>



■取り組み内容

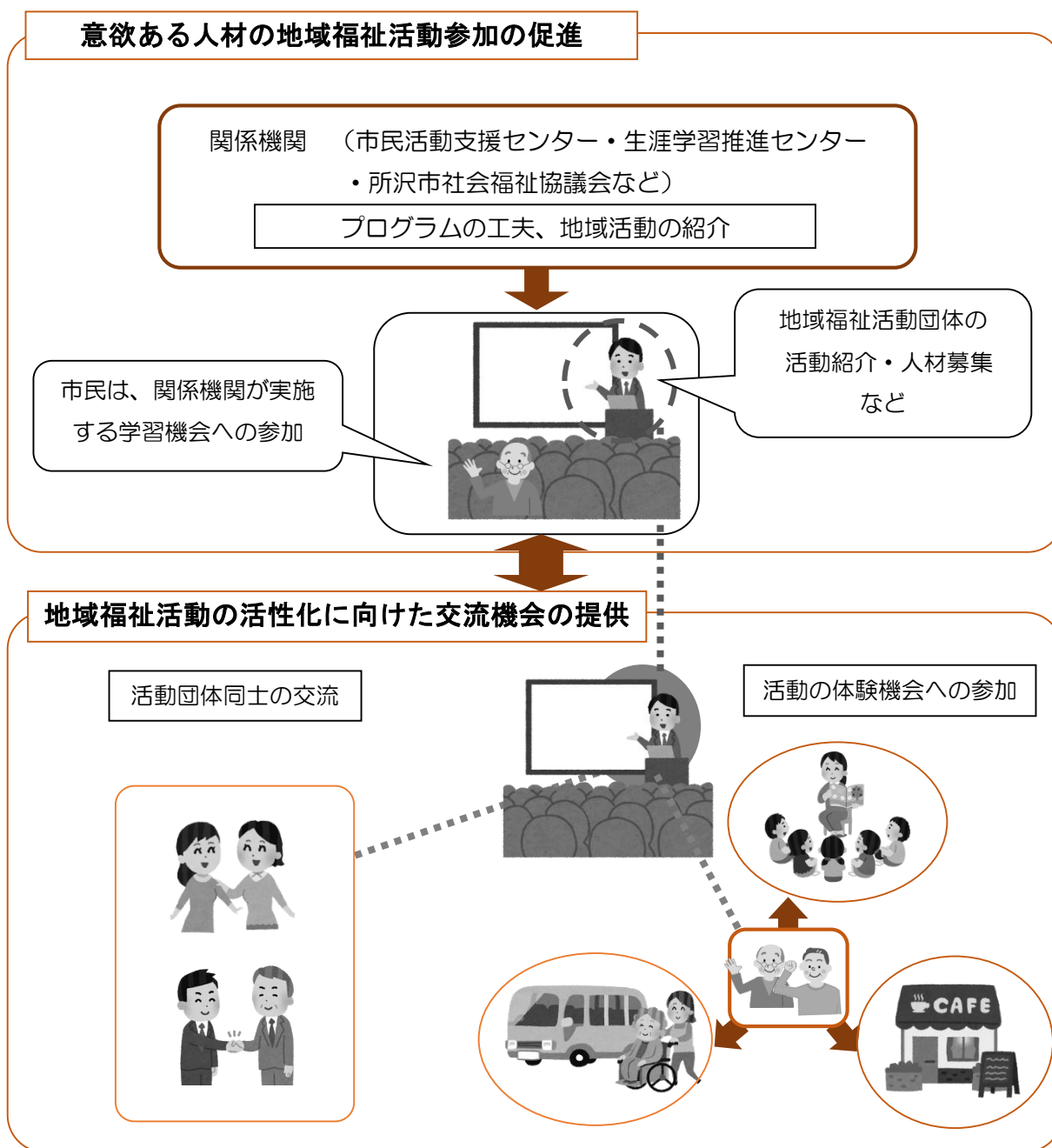
A-① 意欲ある人材の地域福祉活動参加の促進

市民活動支援センター、生涯学習推進センターや所沢市社会福祉協議会などによる各種講座などで学んだ市民が、ボランティア活動などの地域福祉活動への継続的な参加につながるような仕組みを検討・実施します。

A-② 地域福祉活動の活性化に向けた交流機会の提供

地域福祉に関わる多様な活動団体が、それぞれの取り組みをフェースツーフェースで伝え合い、相互に体感・体験でき、個々の地域福祉活動の現場の様子を理解することができるような交流機会の提供を図ります。

■取り組みイメージ



■取り組み目標

取り組み	実施目標		
	H27	H29	H32
① 人材の育成から地域福祉活動参加につなげる仕組みの推進	検討	実施	実施
② 団体間の相互の交流機会の開催	検討	実施	実施

重点施策B

地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

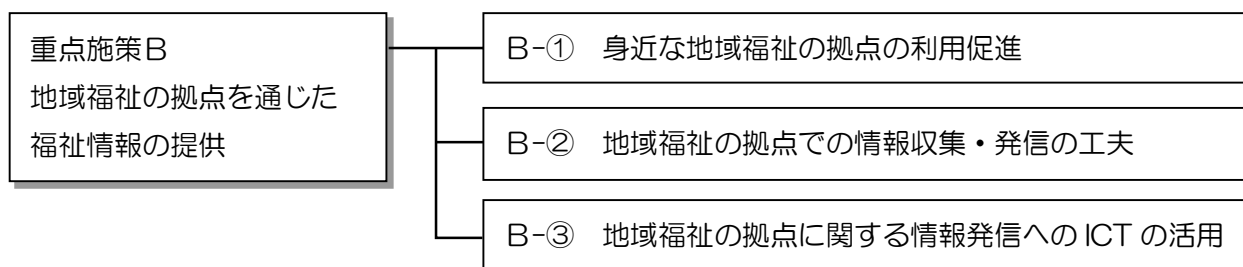
■重点施策の目的

福祉サービスが多様化し複雑になっていることから、市民にとって、必要とする福祉情報が届きにくい現状があります。こうした状況に対し、身近な活動の情報や必要な福祉サービスなどの情報が市民に行き届くよう、地域福祉の中心となる拠点である「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」や、地域にある各関係機関、身近な場所にある地域サロンなど、それぞれの拠点の特性を活かした情報提供を工夫します。

■重点施策の取り組み

<重点施策>

<取り組み>



■取り組み内容

B-① 身近な地域福祉の拠点の利用促進

身近な地域には、地域サロンやコミュニティカフェ※をはじめとした様々な地域福祉の拠点があります。こうした地域福祉の拠点を把握し、その情報を発信することで、身近な地域福祉の拠点の利用促進を図ります。

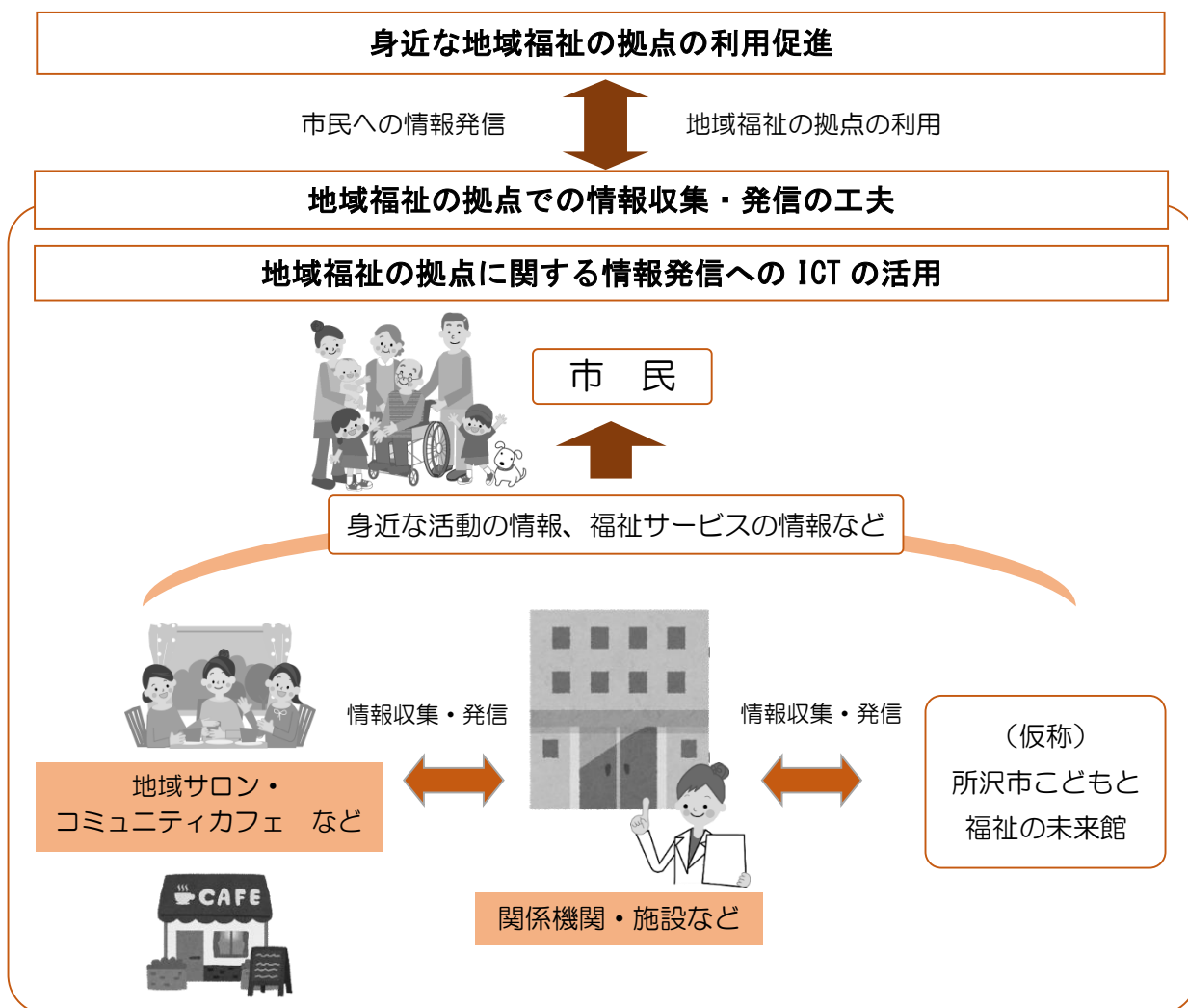
B-② 地域福祉の拠点での情報収集・発信の工夫

「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」や、地域にある各関係機関などにおいて、地域の活動の情報を収集するとともに、必要な情報を市民に伝えるための効果的な情報発信のあり方を検討します。また、地域サロンをはじめとした身近な地域福祉の拠点から、福祉サービスの情報などを市民に適切に届けるための方法を検討します。

B-③ 地域福祉の拠点に関する情報発信へのICTの活用

地域福祉の拠点の存在や、拠点における活動が、市民にとってより身近なものと感じられるよう、ICTを活用した、多様な媒体による情報発信の方法を検討します。

■取り組みイメージ



■取り組み目標

取り組み	実施目標		
	H27	H29	H32
① 地域福祉の拠点の利用促進	調査	実施	実施
② 地域福祉の拠点における情報収集・発信	検討	実施	実施
③ ICT を活用した地域福祉拠点に関する情報発信	検討	実施	実施

重点施策C

地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

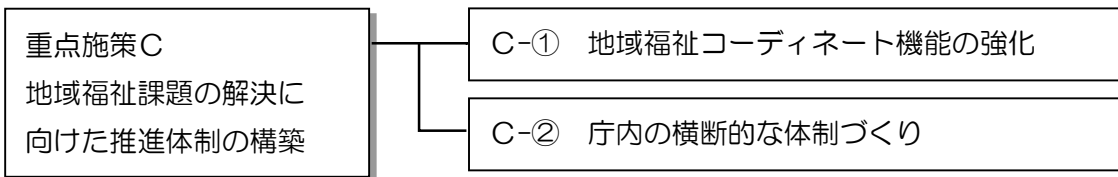
■重点施策の目的

地域には、複合的な課題を抱える人や、既存の制度だけでは支援できない、いわゆる「制度の狭間の問題」を抱える人がいます。そうした問題を早期に把握し、解決へつなげるため、地域で活動する様々な主体間の連携を図り、地域福祉をコーディネートする機能の強化を進めます。また、地域福祉に関連する各分野の情報共有と、効果的な運用を図るため、庁内の横断的な体制づくりを行います。

■重点施策の取り組み

<重点施策>

<取り組み>



■取り組み内容

C-① 地域福祉コーディネート機能の強化

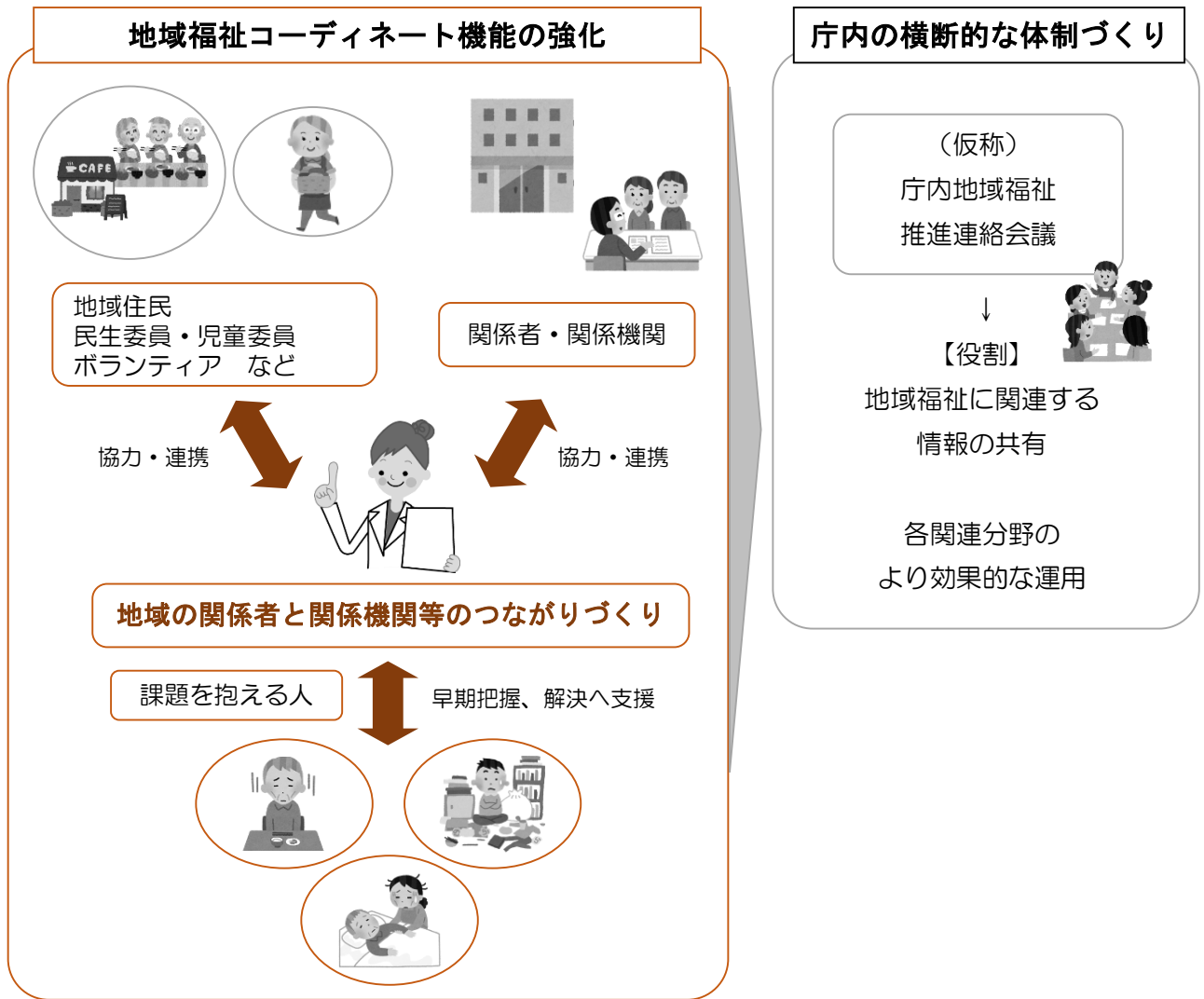
地域で活動する様々な主体間の連携を図る役割を担うコミュニティソーシャルワーカー[※]の配置など、地域福祉をコーディネートする機能の強化を検討します。

※ コミュニティソーシャルワーカー：地域において、個別の支援を行いながら、地域の関係者と関係機関等とのつながりをつくり、制度の狭間の問題や複数の福祉課題を抱えるケースなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む専門職。

C-② 庁内の横断的な体制づくり

庁内での地域福祉に関連する情報の共有とともに、各関連分野における取り組みのより効果的な運用を図るため、「(仮称) 庁内地域福祉推進連絡会議」を設置します。

■ 取り組みイメージ



■ 取り組み目標

取り組み	実施目標		
	H27	H29	H32
① 地域福祉コーディネート機能の強化	検討	実施	実施
② 「(仮称) 市内地域福祉推進連絡会議」の開催	検討	開催	開催



第6章 計画の推進

1. 計画推進にあたって

地域福祉計画を推進するねらいは、地域福祉の基盤を整えることによって、市民が地域福祉に関わる多様な機会を生み出し、地域の支え合いを活性化させていくことです。このため、計画の推進においては、市民の行動に働きかける観点から、そのための方策を定めるとともに、計画を推進する体制を整えます。

本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、市民をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO 法人、ボランティア団体や社会福祉法人など、地域にいる様々な関係者が展開の担い手となり、市がその推進・支援を行います。また、これらの関係者が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携して計画を推進します。

2. 計画推進の方策

(1) 身近な地域での福祉の仕組みづくり

本計画では、身近な地域での福祉の仕組みづくりのために必要と考えられる、地域福祉の拠点整備、総合的な相談体制の構築、地域における情報の発信、地域で活躍する人材の育成や地域福祉活動の促進などを進めることとしました。

こうした取り組みを進めるにあたっては、行政だけでは解決できない課題もあることから、市民をはじめ、地域にいる様々な関係者との連携や協働に取り組み、地域福祉課題の解決を通じたまちづくりへの貢献を図るものです。

市では、地域の状況に応じて、行政区ごとに「地域づくり協議会」の設置が進められています。また、高齢者支援分野での「地域ケア会議」のように法律に基づくネットワークも整備され、その他にも既存のネットワークが様々あります。

こうしたことから、地域福祉の推進にあたっては、それぞれのネットワークの役割を整理し、「地域づくり協議会」等を活かしたネットワークの構築など、既存のネットワークとの連携を図っていきます。

(2) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

3. 計画推進の体制

(1) 所沢市地域福祉推進委員会

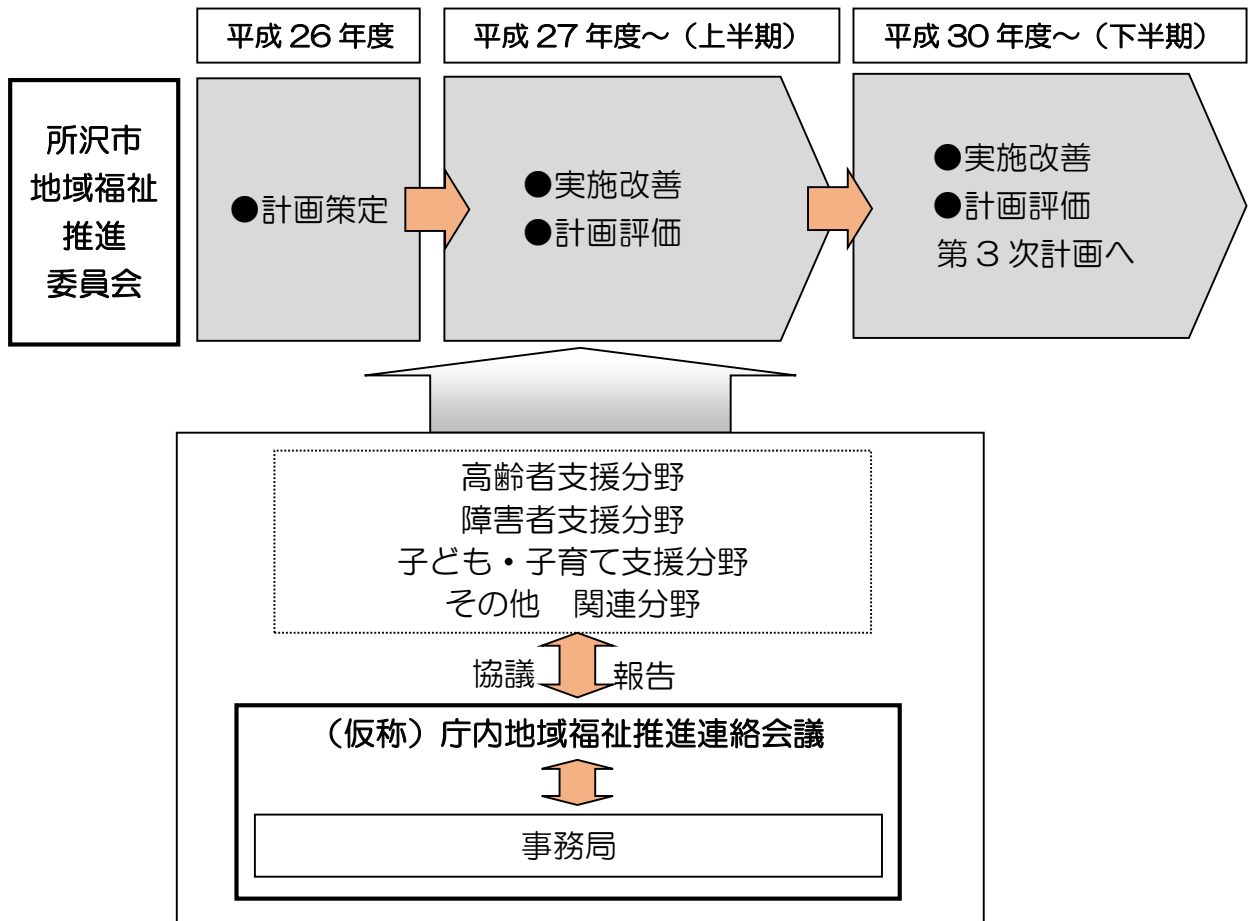
地域福祉計画は、市民と市が協働で進める計画として、実現したい将来像に照らし、進捗状況やその事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、「所沢市地域福祉推進委員会」を位置づけます。

(2) (仮称) 庁内地域福祉推進連絡会議

地域福祉の施策は、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの各分野と深く関連するものです。そのため、庁内での地域福祉に関連する情報の共有とともに、各分野における取り組みのより効果的な運用をはかるため、「(仮称) 庁内地域福祉推進連絡会議」を設置します。

◆ 計画の推進





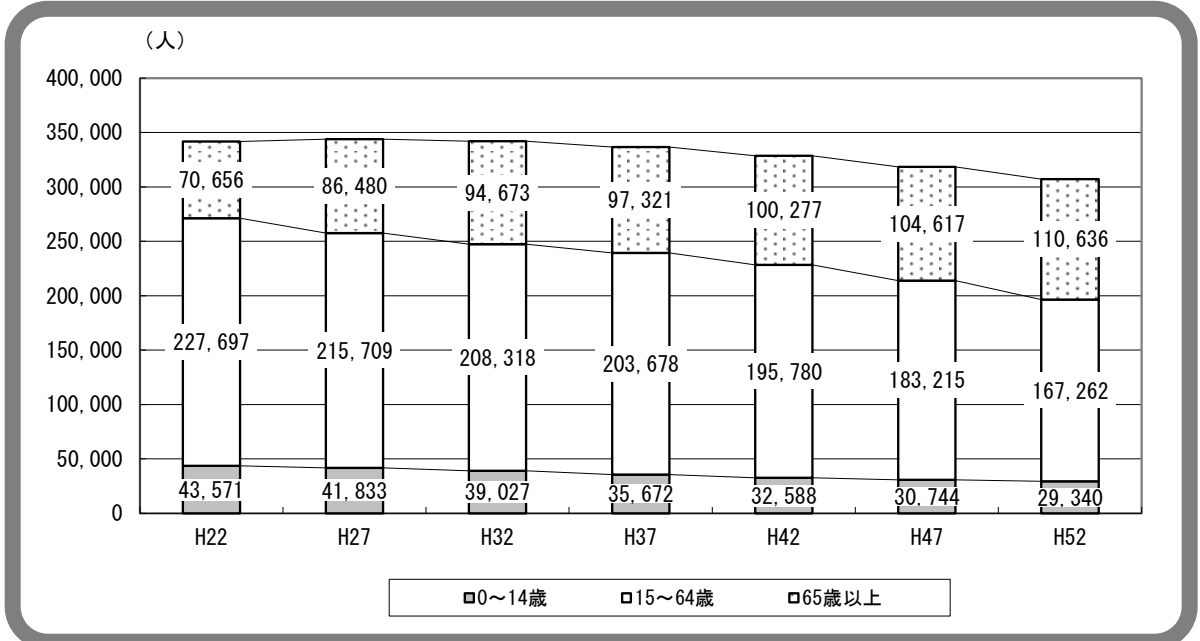
資料編

1. 地域福祉の現状のまとめ

(1) 人口の動向

今後、所沢市の総人口は減少していきませんが、65歳以上の人口は増加し続け、その一方で、0～14歳の人口は減少する予測となっています。

●将来人口推計

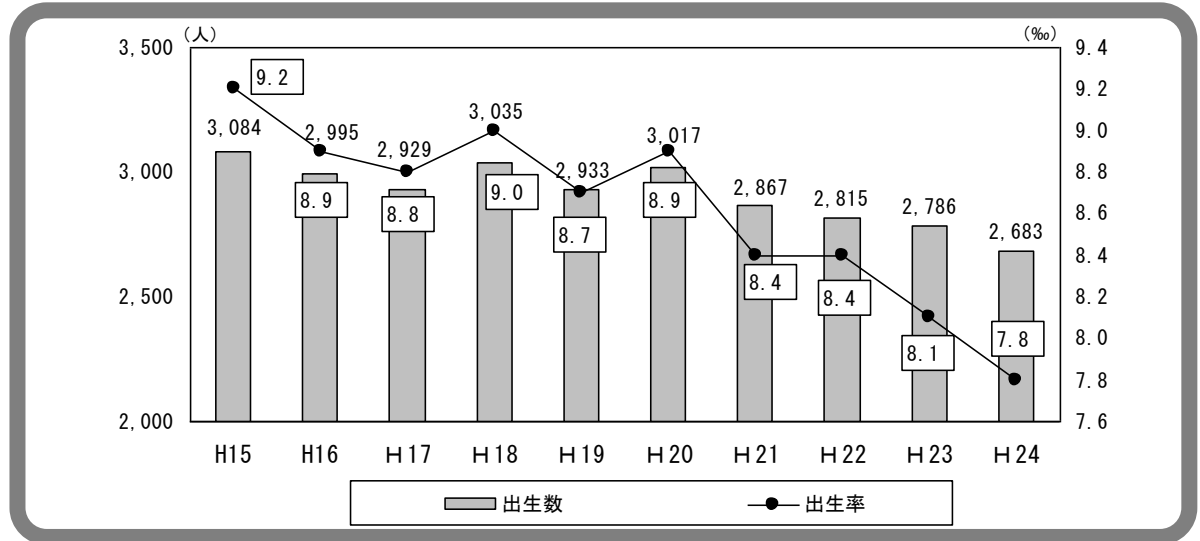


資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月時点）

(2) 出生数・出生率の状況

所沢市の出生数・出生率*は減少傾向にあり、平成24年の出生率（人口千人対）は、7.8‰（パーミル）となっています。

●出生数・出生率の推移



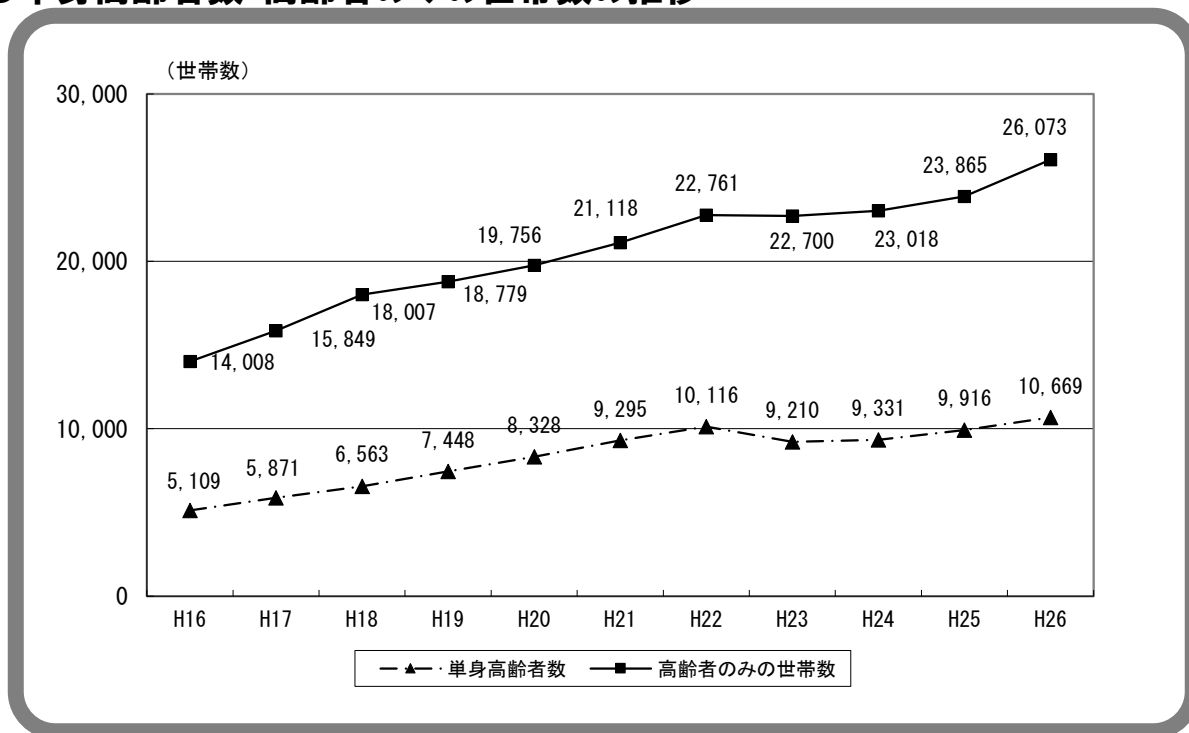
資料：埼玉県保健統計年報

* 「出生率」とは…人口1000人あたりにおける出生数のことです。

(3) 高齢者の状況

単身高齢者数は、平成 26 年時点で 1 万人を超えており、平成 16 年からの 10 年間で 2 倍程度に増加しています。また、高齢者のみの世帯数も、平成 26 年には 2 万 5 千世帯を超えており、単身高齢者数と同様に、増加傾向にあります。

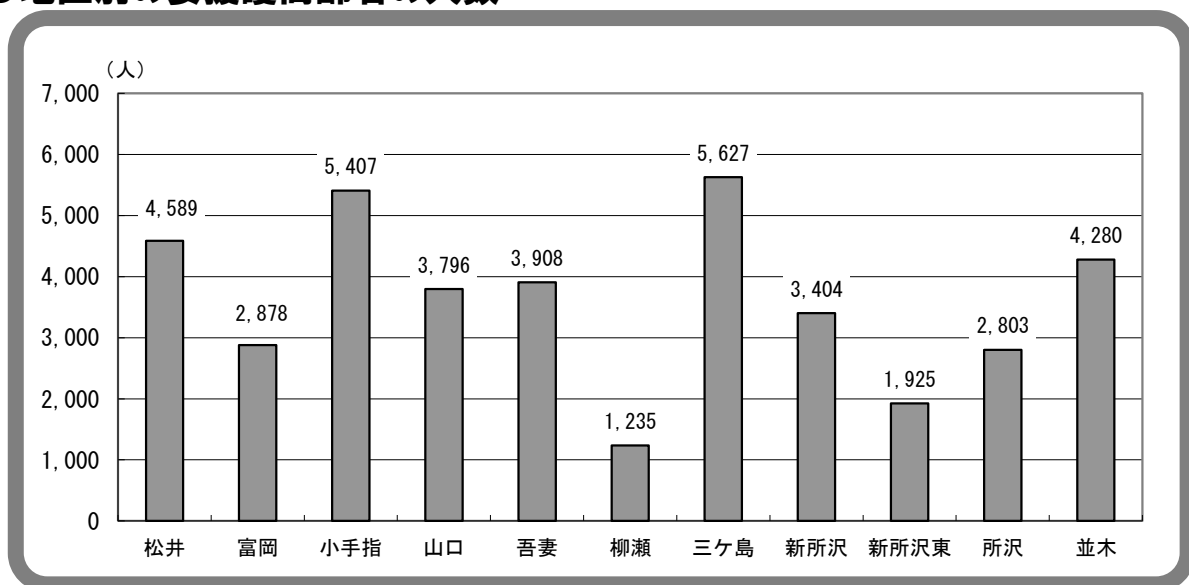
●単身高齢者数・高齢者のみの世帯数の推移



(各年6月1日現在)

地区別に見ると、要援護高齢者*の人数は、三ヶ島地区、小手指地区で5,000人を超えています。

●地区別の要援護高齢者の人数



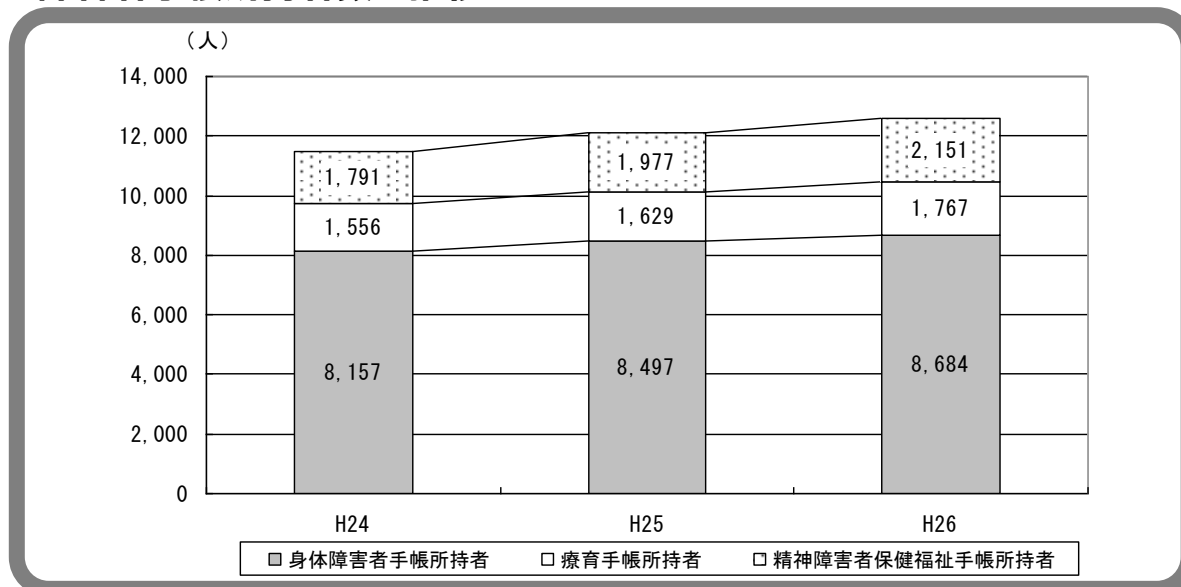
(平成26年6月1日現在)

*「要援護高齢者」とは…65歳以上の高齢者のうち、単身高齢者・日中単身高齢者・ねたきり高齢者・歩行できる認知症高齢者・高齢者のみ世帯（全員が65歳以上）の高齢者数の合計数のことです。

(4) 障害者の状況

市内における障害者手帳の所持者数は、年々増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が高くなっています。

●障害者手帳所持者数の推移

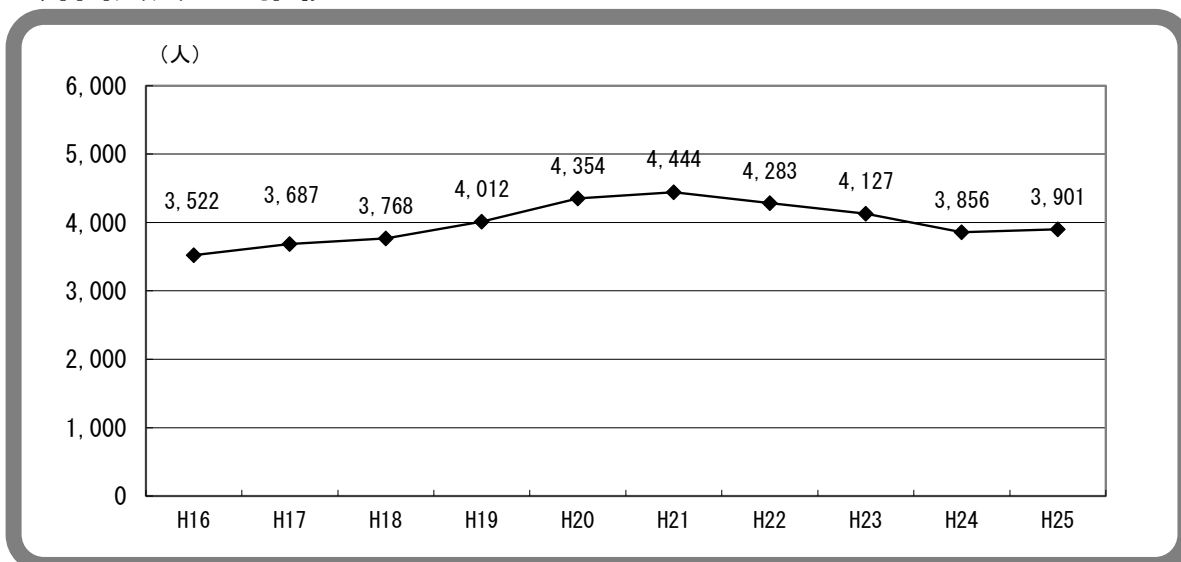


(各年 3 月 31 日現在)

(5) 外国人の状況

市内における外国人の数はこれまで増加傾向にありましたが、平成 21 年をピークに減少傾向にあります。

●外国人人口の推移

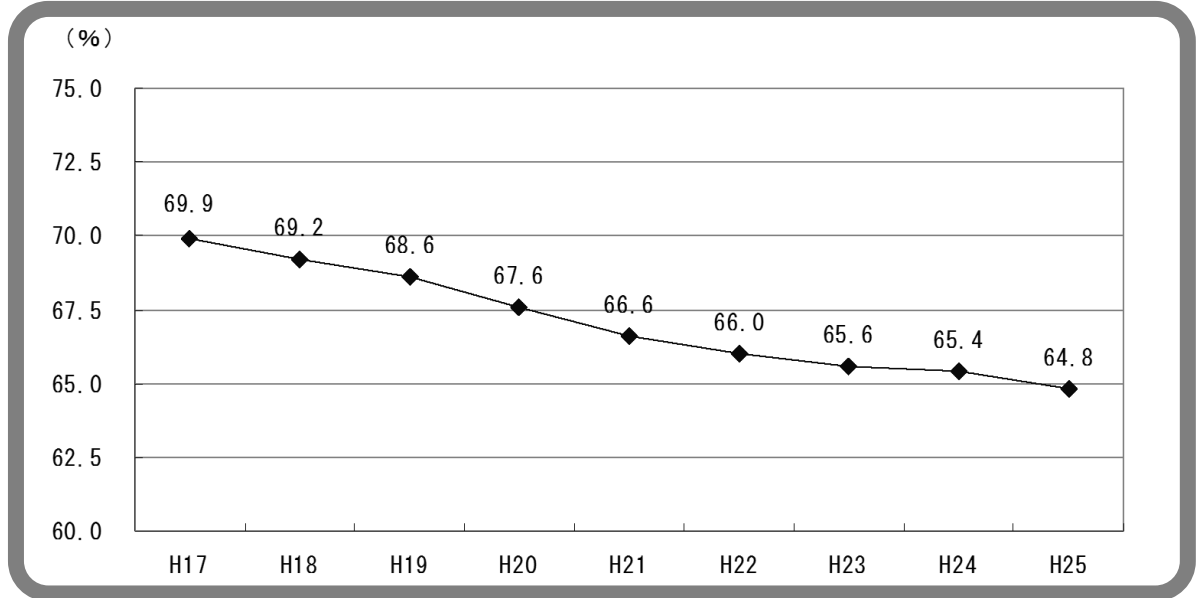


(各年 12 月 31 日現在)

(6) 地域活動の状況

●自治会・町内会の加入率の推移

自治会・町内会の加入率は年々減少しており、平成25年現在、約65%です。



●地区別の総世帯数及び自治会・町内会加入率

地区別の加入率は、所沢地区が最も高く(77.1%)、次いで吾妻地区(69.7%)となっています。

行政区	総世帯数	自治会・町内会		加入率
		自治会・町内会数	加入世帯数	
松井	18,398	47	11,219	61.0%
富岡	9,181	18	6,315	68.8%
小手指	20,781	69	12,855	61.9%
山口	12,241	36	7,250	59.2%
吾妻	16,596	11	11,574	69.7%
柳瀬	8,078	19	3,494	43.3%
三ヶ島	17,932	17	12,276	68.5%
新所沢	12,714	18	8,317	65.4%
新所沢東	7,396	8	5,041	68.2%
所沢	14,761	14	11,384	77.1%
並木	11,787	21	7,423	63.0%
全体	149,865	278	97,148	64.8%

(平成25年4月1日現在)

●所沢市市民活動支援センターの登録団体の分野・団体数

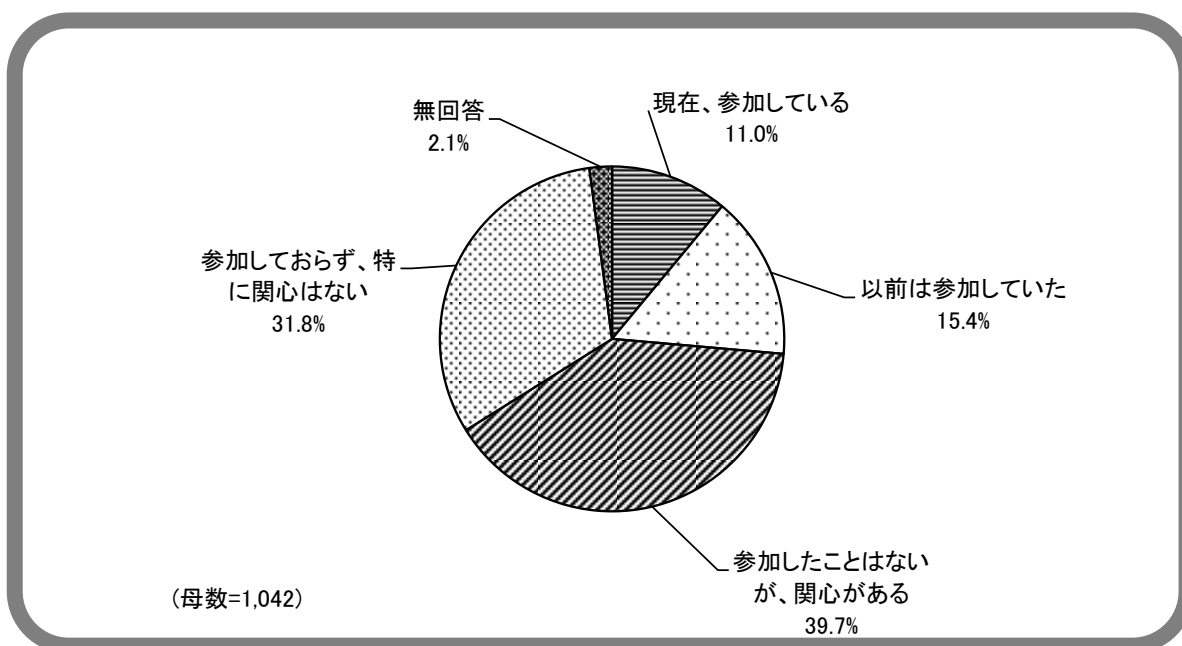
分野別では、「健康・福祉」分野が最も多く（61 団体）、次いで「地域づくり・ボランティア」分野（56 団体）、3 番目に「子育て・教育」分野（35 団体）となっています。なお、登録団体数の分野は、複数に及び場合があります。

分野	数
健康・福祉	61
子育て・教育	35
文化・芸術	16
スポーツ・レクリエーション	14
地域づくり・ボランティア	56
環境保全	13
安心・安全	18
その他	25

（平成26年12月現在）

●ボランティア活動への関心

市民意識調査によると、「参加したことはないが、関心はある」が、約 4 割見られます。

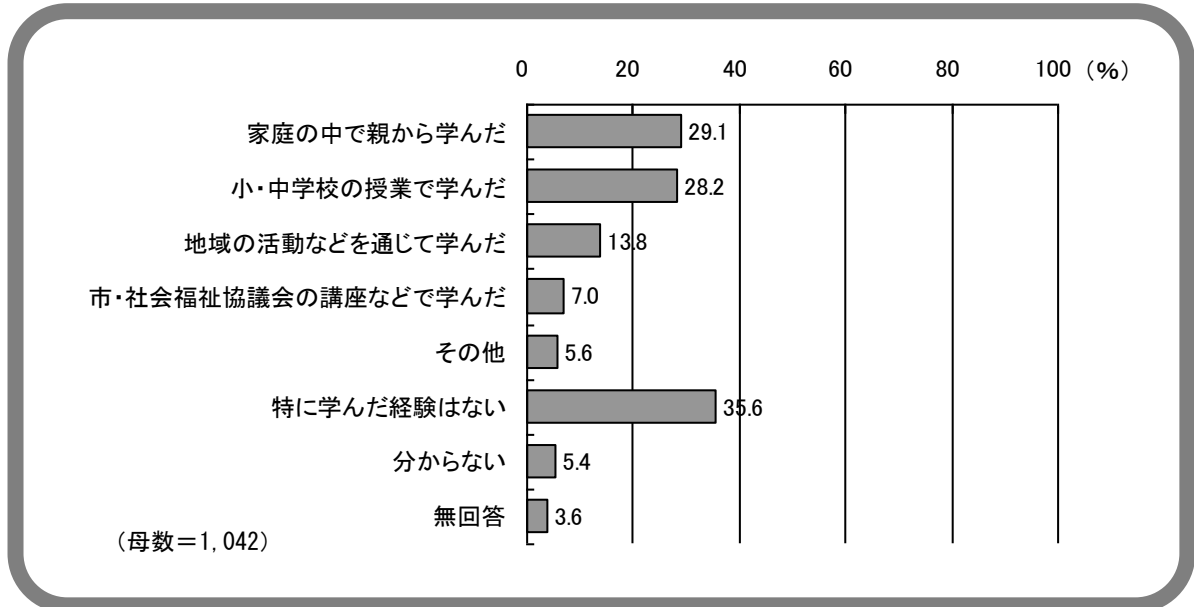


資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

(7) 福祉に関する教育・学習

市民意識調査によると、福祉教育・福祉学習（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育・学習）について、「親から学んだ」人（29.1%）、次いで「小・中学校の授業で学んだ」人（28.2%）が多くなっています。一方、「特に学んだ経験がない」と回答した人も、約4割弱にのぼっています。

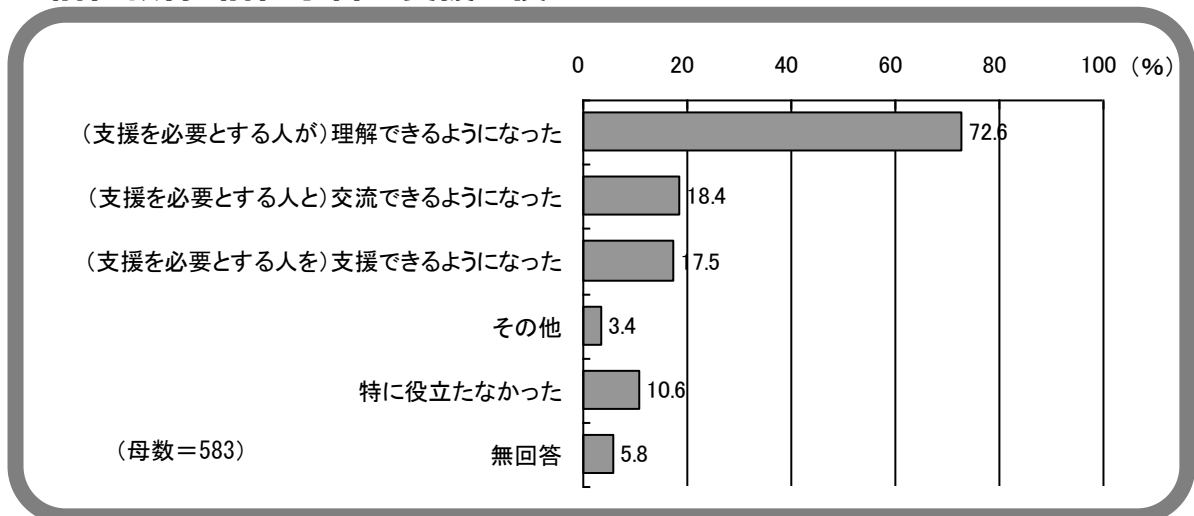
●福祉教育・福祉学習を受けた経験の有無



資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

市民意識調査で、（福祉教育・福祉学習を受けたことがある市民に対し）福祉教育・福祉学習の経験が、地域にいる支援を必要とする人（高齢者・障害者・妊産婦など）に対する理解・手助けに役立ったかを聞いたところ、「理解できるようになった」人は約7割でしたが、一方で、実際の「交流」や「支援」につながった人は約2割にとどまりました。

●福祉教育・福祉学習が支援に役立ったか



資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

(8) 地域における居場所・交流機会

市高齢者支援課では、高齢者が自宅周辺や日常生活圏域において、気軽に集い・憩うことのできる、空き家・空き店舗などを利用した地域サロンの設置を、「埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費補助金」を活用し、進めています。このような地域サロンは、平成 25 年度現在、市内に 8 箇所あり、延べ開催回数は 454 回で、平成 24 年度の 255 回から大きく増加しており、活発な活動が見られます。開催地区は、市内 4 地区に広がっています。

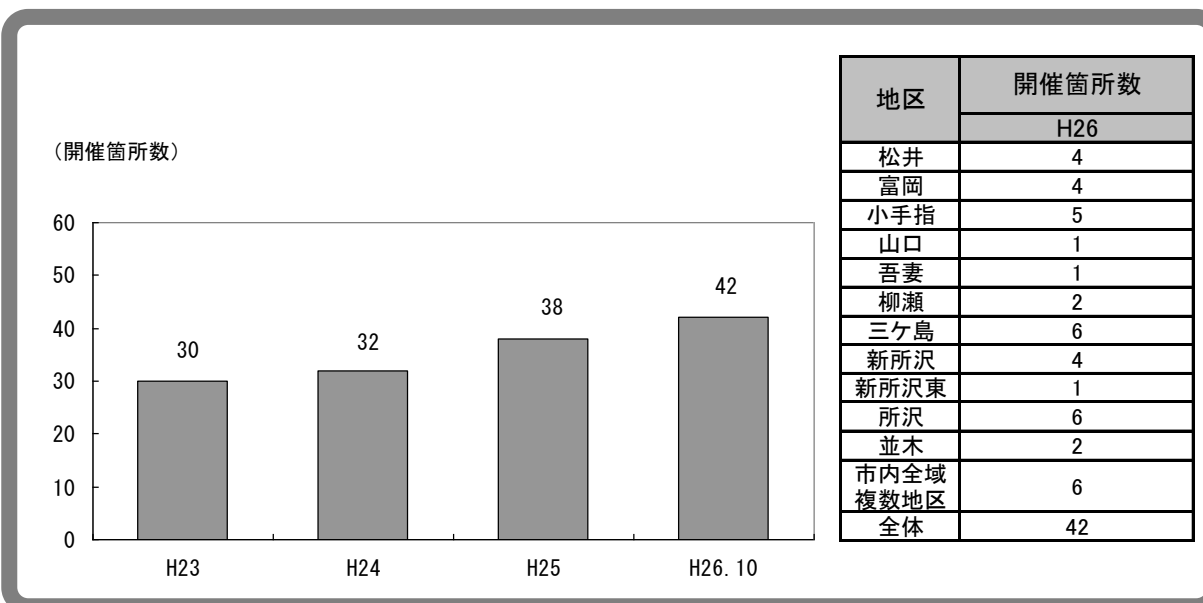
●高齢者を対象とした地域サロンの開催数

地区	サロン名	開催数			
		H23(回)	H24(回)	H25(回)	H26(回)9月まで
吾妻	地域サロン梵	-	23	24	12
三ヶ島	みかじまふれあいサロン	-	25	23	12
	ふれあいの家わかさ	-	47	46	22
新所沢	ゆうゆう松葉	-	94	105	68
	地域サロン けやき	21	42	39	21
並木	地域サロン ピッコロ	-	-	193	39
	あったかサロン 並木2丁目	14	24	24	12
	サロン幸福亭	-	-	-	121
-	計	35	255	454	307

(各年度 3 月末現在) (※平成 26 年を除く)

所沢市社会福祉協議会では、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域サロンの開設・運営を支援しています。このような地域サロンは、平成 26 年度現在、市内 42 箇所で開催されており、平成 23 年度(30 箇所)以降、増加傾向にあります。

●所沢市社会福祉協議会が支援する地域サロンの開催箇所数



(各年度 3 月末現在) (※平成 26 年を除く)

(9) 地域生活を支える相談拠点

●公的な相談支援拠点

分野	相談拠点（拠点数）
高齢者支援	地域包括支援センター（14）
障害者支援	相談支援事業所（5）
子ども・子育て支援	地域子育て支援センター（22）
総合相談	（仮称）所沢市子どもと福祉の未来館（1） （※平成28年度中開設予定）

(10) 地域の中での見守り・支え合い

市民意識調査で、「地域において日常生活でどのような困りごとを抱えている人がいると思うか」を聞いたところ、前回調査（平成15年3月）と比べ、全ての項目で増加が見られる結果となりました。

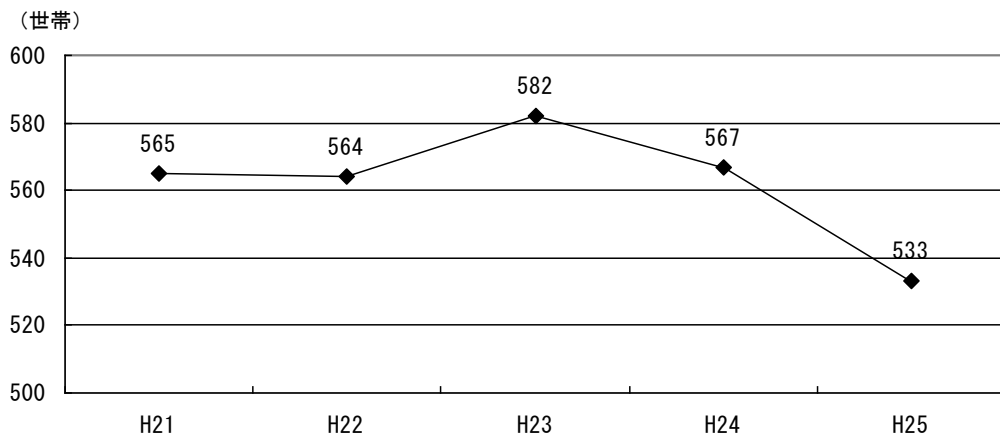
●日常生活での困りごと

	前回調査	今回調査
1. 一人暮らしで、不安や心細い思いをしている人がいる	38.2%	46.5%
2. 目や耳に障害があり、地域での生活に必要な情報が手に入らなくて困っている人がいる	11.9%	15.0%
3. 買い物などで外出が一人では大変な人がいる	25.2%	35.0%
4. 草むしりや庭の手入れなど、体力のいることができなくて困っている人がいる	18.6%	31.7%
5. 食事作りや洗濯などの家事をするのが大変な人がいる	14.4%	18.9%
6. 日常生活での金銭管理ができない人がいる	6.4%	9.9%
7. 地域社会から孤立して、引きこもりになっている人がいる	14.8%	17.6%
8. 子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる	16.0%	21.0%
9. 外出などの時に、子どもを預けることができなくて困っている人がいる	15.8%	20.0%
10. その他	10.7%	3.1%
11. 分からない	-	30.4%
無回答	34.3%	4.6%

資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

市内の「高齢者みまもり相談員」事業の利用世帯数は、以下のようになっています。

●「高齢者みまもり相談員」事業の利用世帯数の推移

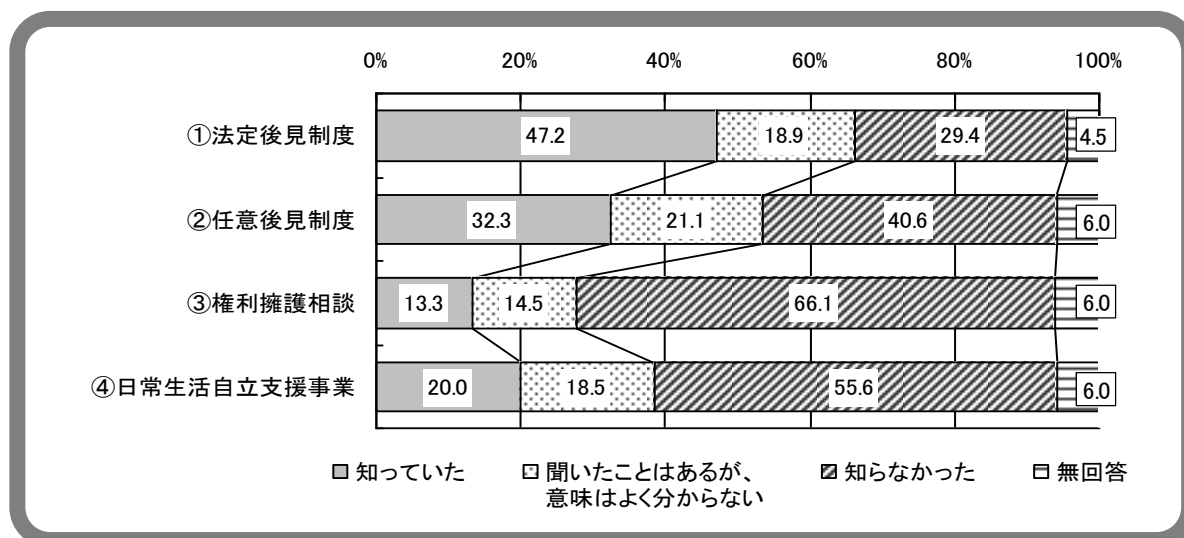


（各年度3月末現在）

(11) 地域生活における権利を守る仕組み

市民意識調査によると、「法定後見制度」については、認知度は47.2%と最も多くなっています。一方、その他の制度・事業については「知らなかった」が最も多い状況です。

●権利擁護に係る制度や事業の認知度

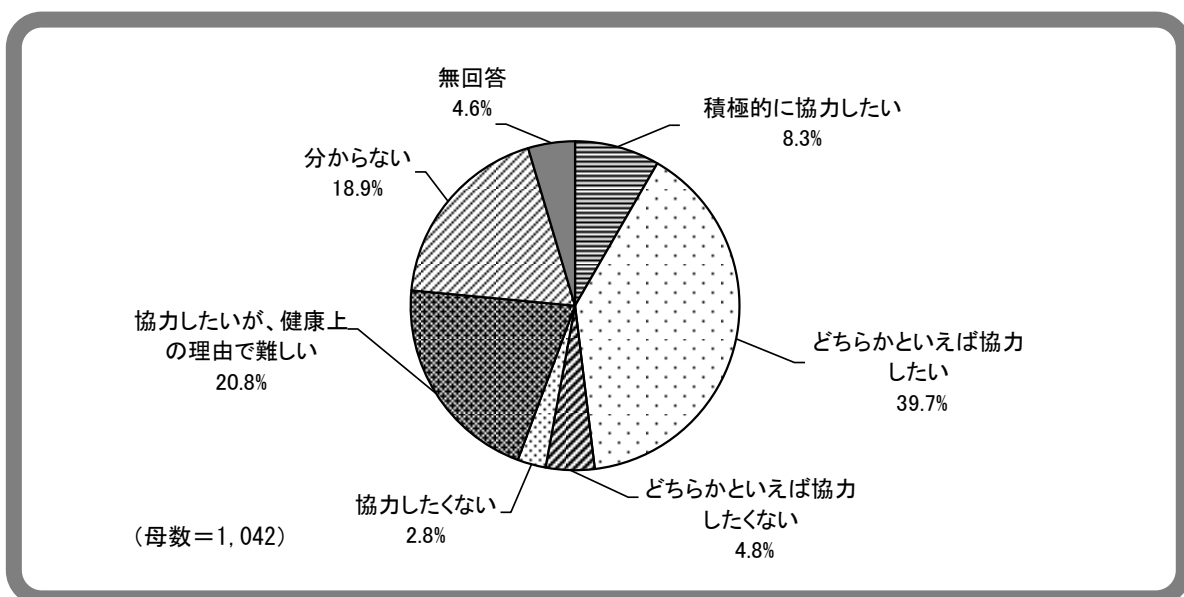


資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

(12) 災害時における支え合い

市民意識調査によると、「積極的に協力したい」(8.3%)、「どちらかといえば協力したい」(39.7%)と、5割近い人が、支援への協力意向がある結果となっています。

●災害時要援護者支援事業への協力意向

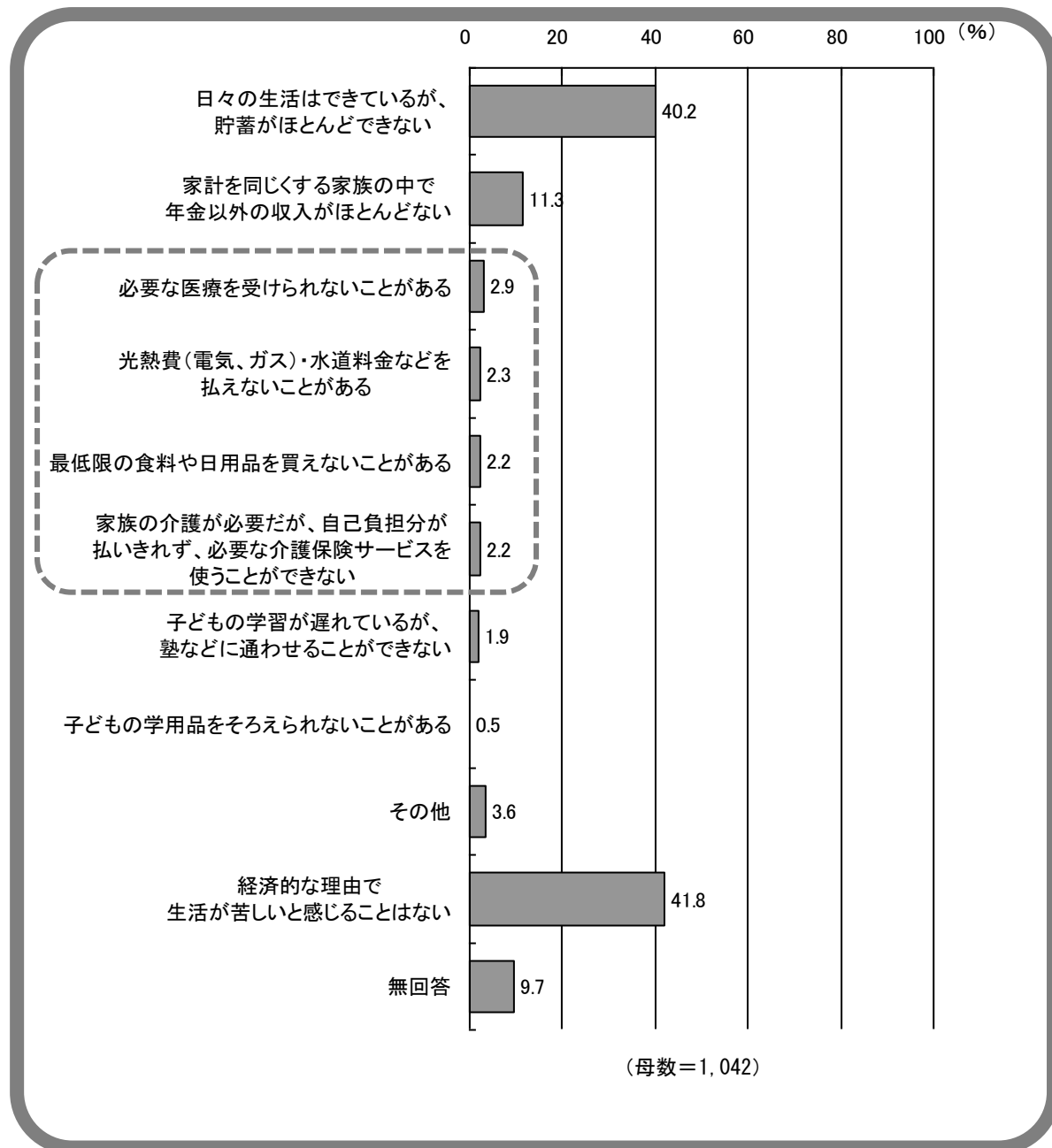


資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

(13) 経済的な苦しさを抱えている人の状況

市民意識調査によると、「必要な医療を受けられないことがある」、「光熱費（電気・ガス）・水道料金を払えないことがある」、「最低限の食料や日用品を買えないことがある」、「家族の介護が必要だが、自己負担分が払いきれず、必要な介護保険サービスを使うことができない」など、経済的な理由で地域生活において困ることを抱える人が、それぞれ約2%見られます。

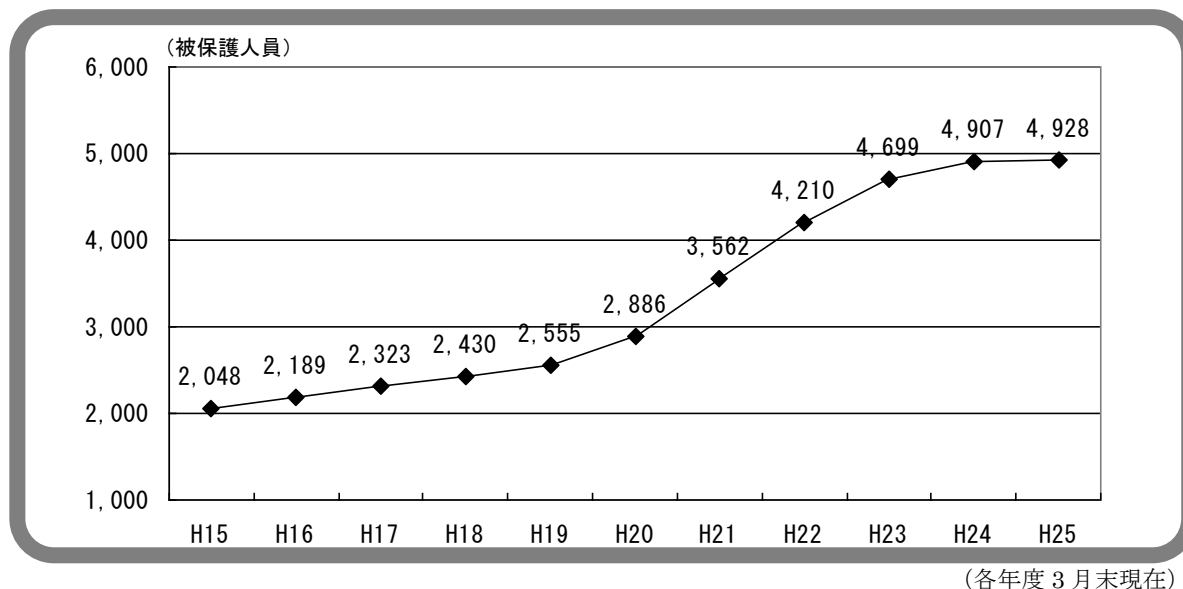
●経済的な理由で「生活が苦しい」と感じる場合の具体的内容



資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

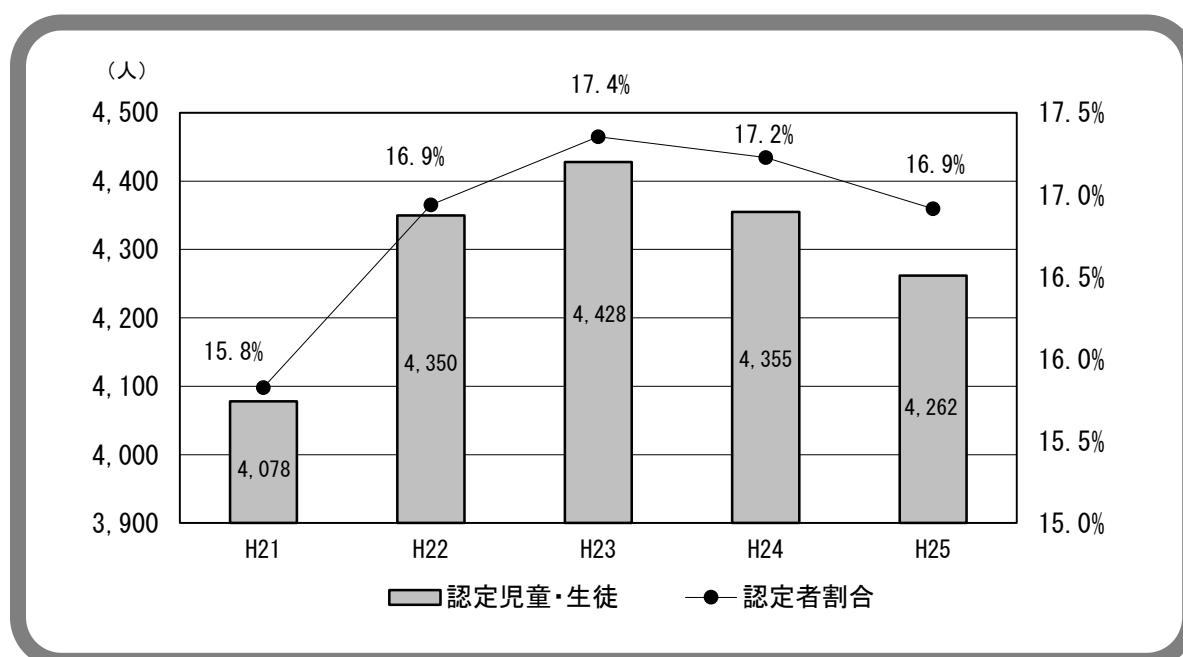
●生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は一貫して増加傾向にあり、平成 20 年を境に急増しています。平成 25 年度末の生活保護受給者数は 4,928 人で、平成 15 年度末 (2,048 人) と比べ約 2.4 倍となっています。



●就学援助認定者数の推移

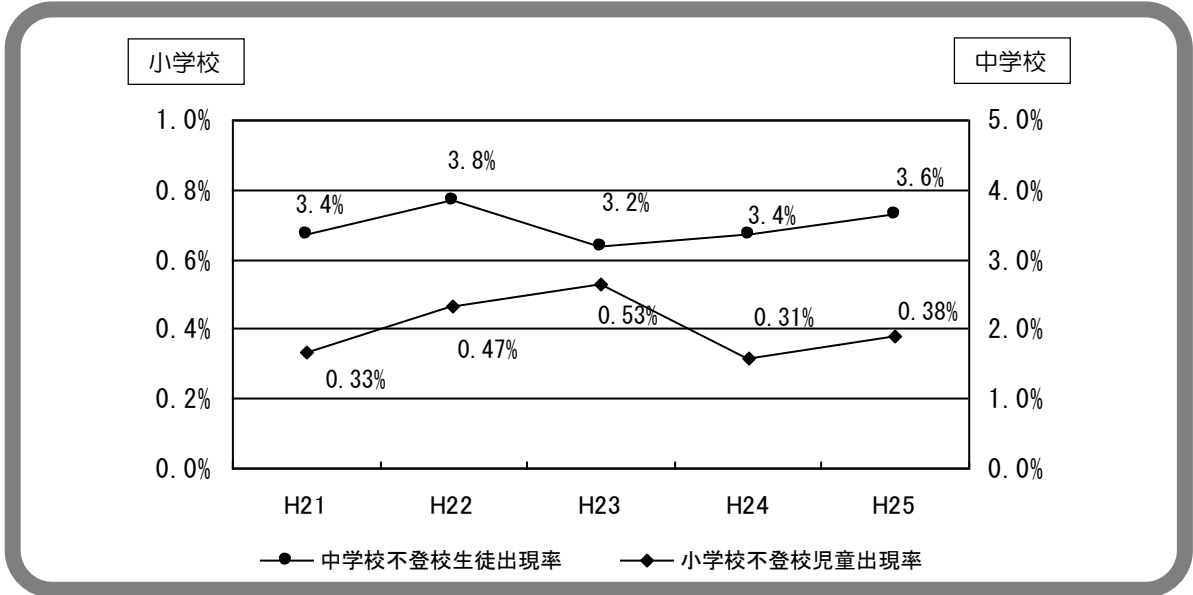
所沢市の全児童及び生徒数に占める就学援助*認定者の割合は、平成 23 年度をピークに微減傾向にあります。平成 25 年現在、全児童及び生徒 25,197 人 (5 月 1 日付) のうち、認定児童・生徒は 4,262 人で、全体の約 17%となっています。



*「就学援助」とは…経済的理由により給食費や学用品費などの支払いが困難な家庭に対し就学に必要な経費 (給食費、学用品費、修学旅行費、林間学校費、医療費など) を援助する制度のことです。

●所沢市立小・中学校 不登校児童・生徒 出現率

過去5年間における所沢市立小・中学校の児童・生徒に占める不登校児童・生徒の割合についてみると、小学校は1%未満で推移し、中学校については、3%台で推移しています。



(各年度3月末現在)

(14) 産業活性化と地域福祉の連携

市民意識調査によると、全体的に「分からない」という回答が多い一方、年代別に見た場合、20歳未満、40代から50代で「コミュニティビジネスを事業として行うことに関心がある」、60代から70代で「コミュニティビジネスのサービス事業を利用することに関心がある」という回答が2番目に多くなっています。

●「コミュニティビジネス」への関心

年齢区分	回答者数	コミュニティビジネスを事業として行うことに関心がある		コミュニティビジネスのサービス事業を利用することに関心がある		分からない	特に関心がない	無回答
		人数	構成比	人数	構成比			
20歳未満	人数	8	3	1	4	0	0	
	構成比		37.5%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	
20代	人数	77	17	8	31	22	0	
	構成比		22.1%	10.4%	40.3%	28.6%	0.0%	
30代	人数	119	27	16	49	30	1	
	構成比		22.7%	13.4%	41.2%	25.2%	0.8%	
40代	人数	147	27	19	78	24	4	
	構成比		18.4%	12.9%	53.1%	16.3%	2.7%	
50代	人数	142	34	27	60	24	6	
	構成比		23.9%	19.0%	42.3%	16.9%	4.2%	
60代	人数	242	45	51	118	32	8	
	構成比		18.6%	21.1%	48.8%	13.2%	3.3%	
70代	人数	216	27	57	88	41	13	
	構成比		12.5%	26.4%	40.7%	19.0%	6.0%	
80代以上	人数	75	6	13	31	20	9	
	構成比		8.0%	17.3%	41.3%	26.7%	12.0%	
無回答	人数	16	1	2	12	0	1	
	構成比		6.3%	12.5%	75.0%	0.0%	6.3%	

資料：市民意識調査結果（平成26年7月）

2. 策定経過

	日 程	内 容
平成 26 年	6月 3日	第 1 回所沢市地域福祉推進委員会
	7月 16日 ～ 7月 27日	市民意識調査 実施 (18 歳以上の市民より 3,000 名を無作為抽出)
	7月 27日	地域福祉市民フォーラム 開催
	9月 1日	第 2 回所沢市地域福祉推進委員会
	9月 12日 ～ 9月 19日	関係団体アンケート 実施 (地域福祉推進を担う団体の役割や、地域福祉を推進する観点からの必要な支援などについて意見を把握)
	9月 19日 ～ 9月 20日	関係課ヒアリング 実施 (関係各課における地域福祉の位置づけ、推進上の課題、今後の方向性などについてヒアリング)
	9月 30日	第 1 回所沢市地域福祉推進委員会 作業部会
	10月 7日	第 1 回庁内策定検討会議
	10月 31日	第 3 回所沢市地域福祉推進委員会
	11月 15日 ～ 11月 16日	地区別市民懇談会 開催 (計画骨子をふまえた、各行政区の重点課題と対策についての検討をワークショップ形式で実施)
	12月 15日	第 2 回庁内策定検討会議
	12月 16日	第 2 回所沢市地域福祉推進委員会 作業部会
	12月 24日	第 4 回所沢市地域福祉推進委員会
平成 27 年	1月 15日 ～ 2月 3日	パブリックコメント 実施
	2月 13日	第 3 回所沢市地域福祉推進委員会 作業部会
	2月 17日	第 5 回所沢市地域福祉推進委員会

3. 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿

(1) 所沢市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 所沢市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 公募による市民
(2) 地域福祉に関する活動を行う者
(3) 知識経験を有する者
(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 所沢市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)
(●は委員長、○は副委員長)

	氏 名	所 属 等
1	●中島 修	文京学院大学
2	○神武 恭子	所沢市民活動連絡会 NPO カフェ・ところざわ 認定NPO法人 さいたまNPOセンター
3	岡村 英雄	NPO 法人日本地域福祉研究所
4	小原 共子	所沢市民生委員・児童委員連合会
5	内田 喜久男	所沢市自治連合会
6	柴井 せん	所沢市ボランティア連絡協議会
7	木村 良孝	所沢市PTA連合会
8	村上 洋二	所沢市障害者施策推進協議会
9	小野 慎二	所沢市高齢者福祉計画推進会議
10	広瀬 正幸	埼玉県所沢児童相談所
11	岡村 淳子	所沢市社会福祉協議会
12	坂口 葉子	三ヶ島第1地域包括支援センター
13	小室 民也	一般公募
14	鈴木 四季	一般公募
15	鬼澤 一壽	一般公募

(任期：平成26年6月1日～平成29年5月31日)

4. 市民意識調査について

(1) 調査の目的

本調査は、所沢市における地域福祉のさらなる発展に向け、主に「共助の仕組み」、「市民の力の活用」、「分野横断的事業の方向性」、及び「地区ごとの特性」について把握することを目的として行いました。

(2) 調査方法

調査対象	調査方法	調査期間
18歳以上の市民より抽出*	郵送配布・郵送回収	平成26年7月16日 ～7月27日

*地区別人口比率に応じ、配布数を按分しました。

(3) 回収結果

発送数	回収数	回収率
3,000票	1,042票	約35%

5. 地区別市民懇談会について

(1) 懇談会の概要

第2次地域福祉計画の方向性をふまえ、各地区における課題と関連する重要な施策、また、課題解決のための具体的対策について検討し、計画内容に反映することを目的に開催しました。

対象地区	実施日時	参加者数
松井・富岡・吾妻・柳瀬	平成26年11月15日(土) 9時30分～12時00分	19名
小手指・山口・三ヶ島	平成26年11月15日(土) 14時00分～16時30分	34名
新所沢・新所沢東・所沢・並木	平成26年11月16日(日) 14時00分～16時30分	29名

(2) 検討内容

①地区の主な課題と、対応する重要な施策の検討

それぞれの地区における地域福祉に関する主な課題を検討し、関連する重要な施策を選定しました。

②地区の重要な施策に関する具体的対策の検討

①をふまえ、具体的に取り組める対策について、「住民が行うこと」と、そのために「必要な支援」に分けて意見を出し合い、整理しました。

(3) 当日の様子



6. 用語解説

あ

●ICT (P.31 他)

コンピュータなどの情報技術及びインターネットなどの通信に関する技術を合わせた形のこと。情報通信技術という。

●NPO 法人 (P.9 他)

株式会社などの営利企業とは異なり、利益追求のためではなく、社会的な使命をめざして活動する組織や団体で、かつ「特定非営利活動促進法」(平成 10 年 12 月に施行)に基づいて設立された法人。

か

●高齢者大学 (P.24 他)

市が、高齢者に対し生涯学習の一環として学習の機会を提供し、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培うとともに生きがいを高めるために開設・運営している大学。

●高齢者みまもり相談員 (P.40 他)

定期的に、希望する高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認、福祉サービス等の情報提供等を行う、市で委嘱する相談員。

●コミュニティカフェ (P.54)

地域において市民団体などが運営し、主に飲食の提供を通じて地域住民同士の交流の場や居場所として利用される、地域のつながりを深める場所。

●コミュニティソーシャルワーカー (P.56 他)

地域において、個別の支援を行いながら、地域の関係者と関係機関等とのつながりをつくり、制度の狭間の問題や複数の福祉課題を抱えるケースなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む専門職。

●コミュニティビジネス (P.42 他)

多種多様な地域の社会課題(環境保護、高齢者・障害者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光などに至るまで)に対し、市民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業。

●孤立死 (P.21)

周囲との交流がなく、孤立している中で、一人暮らしの高齢者などが誰にも看取られずに自宅などで亡くなり、死後長期間過ぎてから発見されるに至ること。

さ**●災害対策基本法 (P.23 他)**

国土と国民の生命、身体や財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保することを目的とした法律。

●市長申立て (P.44 他)

成年後見制度において、本人に成年後見等の申立てを行う親族がない場合等に、市長が申立てを行うこと。

●児童相談所 (P.17)

埼玉県所沢児童相談所。子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行う相談機関。

●市民後見人 (P.44 他)

今後見込まれる成年後見制度の需要増加に対応するため、親族や専門職等に代わる新たな担い手として、一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた後見人。

●市民大学 (P.34)

所沢市民大学。市民が学習による自己研鑽を共に進めるため、市民と行政の協働により企画、運営する学習の場。

●社会福祉協議会 (P.1 他)

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき、設置されている。所沢市社会福祉協議会は、市民が地域の生活課題を自らの課題としてとらえ、共に行動することができる「ふくしのまちづくり」を進めることを使命とする、営利を目的としない民間組織である。

●社会福祉法 (P.13 他)

社会福祉に関する基本事項を定めた法律。社会福祉の目的や理念、福祉サービスに共通する基本的事項などを規定している。

●社会福祉法人（P.9 他）

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）により創設された、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。

●障害者施策推進協議会（P.17）

所沢市障害者施策推進協議会。障害者施策に関する専門的事項を調査・審議するために設置されている協議会。

●生活保護（P.22 他）

生活に困っている人が、精一杯の努力をしてもなお生活していけないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度。

●成年後見制度（P.44 他）

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、法律面や生活面で支援する制度。

●セーフティネット（P.3 他）

誰もが地域で安心・安全に暮らすための各種制度や地域における支え合いの仕組み。

た**●地域子育て支援センター（P.6 他）**

地域の親子に対して、交流機会（サロンなど）や育児相談、子育て支援に関する情報提供、子育てサークル支援などを通じて、子育ての不安解消や子どもの健やかな成長を支援するセンター。

●地域づくり協議会（P.25 他）

市内の 11 行政区において、地域ネットワークを構築する組織体のこと（平成 26 年度末現在、6 行政区において設立）。地区によって、「まちづくり協議会」や「まちづくり推進会議」などの名称としている。

●地域づくりモデル事業（P.1 他）

第 1 次所沢市地域福祉計画を策定していく一環として、市民自らが生活課題の掘り下げや解決のための取り組みを行い、今後の課題や成果を明確化し、市民主体の「福祉のまちづくり」活動を実施した事業。

●地域ネットワーク（P.42）

自治会・町内会をはじめとする地域で活動する様々な団体が連携し、地域が抱える問題や課題を発見してその解決に取り組むとともに、地域の交流を促進する活動。

●地域福祉コミュニティ推進事業（P.1 他）

生活課題の中にある福祉課題に着目し、「住民主体の地域づくり活動」を立ち上げ、住民自身ができることを継続的に実践しながら課題解決に向け活動を行ってきた事業。

●地域福祉サポーター（P.34 他）

所沢市社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、所沢市の地域福祉を推進するため、地域における福祉課題の解決に向けて、関係者と連携を図りながら自発的な意志のもとに活動する人。

●地域包括ケアシステム（P.21）

高齢者及びその家族が在宅での生活を選択することの意味を理解し、その心構えをもった上で、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」という専門的なサービスと、その前提となる「生活支援・福祉サービス」と「住まいと住まい方」が相互に連携しながら住み慣れた地域での生活を支える仕組み。

●地域包括支援センター（P.17 他）

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、包括的に支援する公的機関。市町村または市町村から委託された法人などが運営し、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。

●地域防災計画（P.23）

災害対策基本法（第40条・第42条）に基づき、各地方公共団体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

●ところざわほっとメール（P.30）

所沢市が運営する情報メール配信サービス。アドレスを登録することで、市政情報を電子メールで携帯電話とパソコンに知らせるサービスを行っている。

●トコロみまもりネット（P.40 他）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民、協力機関、協力事業所で作るネットワーク。

な**●日常生活圏域（P.11）**

市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件などを総合的に勘案して市町村が定める区域。

●認知症サポーター養成講座 (P.24 他)

認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

は**●バリアフリー (P.37)**

障害者や高齢者などの社会生活弱者が、社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと、または取り除いた状態。例えば、車道と歩道の段差をなくしたり、階段のかわりに緩やかな坂を作るなど。

●避難行動要支援者名簿 (P.23 他)

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する方の名簿のこと。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、その作成が市町村に義務づけられた。

●貧困の連鎖 (P.47)

親の貧困が次世代の子どもを貧困に陥らせてしまい、貧困が世代間でつながっていくこと。

●ファミリーサポート事業 (P.40 他)

安心して子育てができる地域の環境づくりを進めるために、育児の支援を受けたい方（利用会員）に、育児支援をしたい方（援助会員）を紹介する事業。

●福祉掲示板 (P.30)

所沢市社会福祉協議会で設置を進めている、福祉情報専用の簡易型の掲示板。住民の協力を得て住宅のフェンス等に設置し、地域の人が身近なところで福祉情報を得られるようにしている。また、自治会・町内会の協力を得て、自治会・町内会で設置する掲示板に福祉情報を積極的に掲示する取り組みを進めている。

●福祉避難所 (P.48 他)

災害時に指定避難所に避難した高齢者や障害者などで、指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設などに開設し、被災者の救援、救護活動を実施する場所。

●ボランティア (P.1 他)

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

●ボランティアコーディネーター (P.33)

所沢市社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、ボランティア活動をしたい人とボランティアをお願いしたい・依頼したい人を結びつける（マッチング）役割を担う人。

●ボランティア連絡協議会 (P.17)

所沢市ボランティア連絡協議会。ボランティア間の情報交換と相互理解を深めるとともに、共通課題への取り組みを通じて、協力体制の確立を図り、活動に広がりを求める協議会。

ま**●民生委員・児童委員 (P.9 他)**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスの「つなぎ役」として、社会福祉の増進に努める人。

児童委員は、児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力する。児童福祉法に基づくもので、市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。

や**●ユニバーサルデザイン (P.37)**

年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

第2次 所沢市地域福祉計画

平成27年3月

発行 所沢市 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室
所在地 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電話 04-2998-9113
FAX 04-2998-1147
ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
Eメール a9113@city.tokorozawa.saitama.jp



第2次 所沢市地域福祉計画

～互いの顔が見える、
地域でみまもり支え合えるまち～

